

プラスチック・ゴムからの提案 素材間競争に勝つ!

～金属・ガラス・セラミック代替への挑戦～



高機能プラスチック原料・
添加剤・フィラー展



プラスチック&ゴム
工業部品調達展



プラスチック成形機・
成形関連システム展



プラスチック&ゴム
試作・加工・製造受託展



プラスチック&ゴム
金型設計製造システム展



リサイクル装置・
システム展



ゴム原料・
成形システム展



コンポジット材料・
成形システム展



発泡プラスチック展
共催／(株)フォームタイムス社



THE HIGH-TECH SHOW

2017年10月24^火日～28^土日

会場／幕張メッセ

www.ipfjapan.jp

展示のヒント：ちょっとした工夫が出展効果を高めます

★社名表示看板(パラペット等)

装飾物へ社名表記される際は、会社名のみの表記ではなく、取扱製品、展示内容、自社の特長などを合わせて掲出してください。新規顧客のブース動員に効果を発揮します。

例：(株)プラテックス製作所 **変更** 「粉砕機の特化型」プラテックス製作所

★説明パネル

製品の特徴をできるだけ短い言葉で表現したパネルやボードを用意してください。潜在見込み客がブースの前を素通りしてしまうのはもったいないと思いませんか？

例：とにかく **静かな** 粉砕機。ちょっと立ち止まって聞いてみて。

★プレゼンテーション、セミナー、映像

開催時間、上映時間を表示してください。「3分間のVTRなら全部見たいが、10分間だとモニターの前で立っているのは嫌だ。」というのが、ほとんどの来場者の本音です。終了時間の予想がつかないと、見ることを最初から拒絶してしまいます。

★海外対応(外国人来場者)

IPFには海外から多くのバイヤーが来場します。可能な限り説明パネルやカタログなどへ、英文・中国文・韓国文を表記してください。また、通訳をブースに常駐させることで商談促進につながります。

はじめに

このたびは、IPF Japanに出展のお申し込みをいただき厚く御礼申し上げます。

本書には、出展に関する諸事項についての説明、注意事項、各種手続き、規則を収録しています。

この出展マニュアルをご精読いただき、出展の準備をお進めいただきますようお願い申し上げます。

国際プラスチックフェア協議会

<事務局の移転>

2017年10月19日(木)から29日(日)までの11日間、幕張メッセ会場内へ事務局を移転します。

電話：043-296-4182 FAX：043-296-4183 e-mail：info@ipfjapan.jp

出展に関する注意事項

!!注意!! 重量物の出展には制限があります。

●搬入出車両の重量制限

1. 展示ホール内に進入できる車両重量は、総重量30t以下(車両重量+積載重量)。
2. クレーンによる作業は、重量(クレーン車自重+吊る物の重量)によって養生(荷重分散)が必要。

●展示物の重量制限(鉄板などによる荷重分散を必要とする展示物)

1. PC板(1枚：2m×5m)に5t以上の荷重(動荷重)がかかる場合
2. ピット蓋に集中して荷重がかかる場合

*詳細は出展マニュアルP24～27

★節電にご協力ください。

1. 電力消費の少ない照明器具を使用する。
 2. 照明が少なくても明るいブースを設計で工夫する。
 3. 複数の機械を実演のために稼働する場合は、交互に運転するなど同時運転を避ける。
- ※現段階では電力の使用制限は想定していませんが、想定外の事態を避けるためにも計画段階からの協力をお願いします。

★禁煙

展示ホール内は、搬入出時・会期中ともに完全禁煙です。(展示ホール外に喫煙コーナーがあります。)

CONTENTS

Section I 概要・スケジュール

1. 開催概要	2
2. 会期までのスケジュール	2
3. 搬入・会期・搬出のスケジュール	2
4. 会場	4
5. 駐車場	7

Section II 一般事項

1. 一般規定・注意事項	8
2. 出展者バッジ/招待状/搬入出車両証	10

Section III 出展物の搬入・搬出

1. 搬入要領	11
2. 会期中の搬入出	13
3. 搬出要領	14
4. 搬入出作業の斡旋	16
5. 搬入・搬出の手続き	16
6. 外国貨物の取扱い	16

Section IV 展示・装飾

1. 小間位置	17
2. 展示装飾の共通制限	17
3. 出展物の高さ制限	17
4. 基礎パネル(主催者による仕切り壁設営)	17
5. 出展者による装飾(二次装飾)	20
6. 装飾規定	20
7. 重量出展物の取扱い(5t以上)	24
8. アンカーボルト工事許可申請	27

Section V 防火・防災(消防関係)

1. 禁止行為	29
2. 禁止行為の解除条件	30
3. 禁止行為解除事前申請	31

Section VI 電気・水・エアーの供給

1. 電気工事	32
2. 給排水工事	36
3. エアー配管工事	38

Section VII 実演

1. 実演上の注意	39
2. 飲食物の取扱い	39
3. 終業点検	40
4. 実演の制限および中止	40

Section I 概要・スケジュール

1 開催概要

- 名 称：IPF Japan 2017（国際プラスチックフェア）
- 会 期：2017年10月24日(火)～28日(土)5日間
- 開 場 時 間：10:00～17:00(最終日は16:00)
- 会 場：幕張メッセ1～8ホール
- 主 催：国際プラスチックフェア協議会
- 総 合 面 積：54,000㎡
- 入場登録料：1,000円(5日間共通・税込) ただし、招待状持参者、インターネット事前登録者は無料

2 会期までのスケジュール

5月下旬	出展者リスト公開中（公式ウェブサイト） 出展者 ⇒ ウェブサイトから自社・共同出展者・取扱いメーカー情報を登録
6月中旬	出展者説明会
7月初旬	来場者事前登録開始（公式ウェブサイト）
7月中旬	招待状発送（出展者使用分） 出展者 ⇒ 必要部数を提出書類で申請
8月24日	ガイドブック用出展者データ登録締め切り 出展者 ⇒ ウェブサイトから自社・共同出展者・取扱いメーカー情報を登録
8月31日	各種申請・申込書類 提出期限（1）
9月30日	各種申請・申込書類 提出期限（2）
10月初旬	出展者入場証発送 各種車両証（搬入出、駐車券）発送
10月24日 ～29日	搬入、会期、搬出

3 搬入・会期・搬出のスケジュール

■搬入および機器調整日

2017年10月 19日(木)	12:00～24:00	主催者工事
20日(金)	00:00～	20小間以上の出展者搬入開始(時差搬入による調整あり)
	12:00～	9小間以上の出展者搬入開始
21日(土)	08:00～	6小間以上の出展者搬入開始
	12:00～	3小間以上の出展者搬入開始
22日(日)	08:00～	全出展者搬入開始
23日(月)	08:00～12:00	全出展者搬入(展示ホールへの進入は4t以下の車両に限る)
	12:00～20:00	機器調整(車両のホール内進入不可)

■公開日

10月24日(火)～28日(土) 10:00～17:00(最終日は16:00)

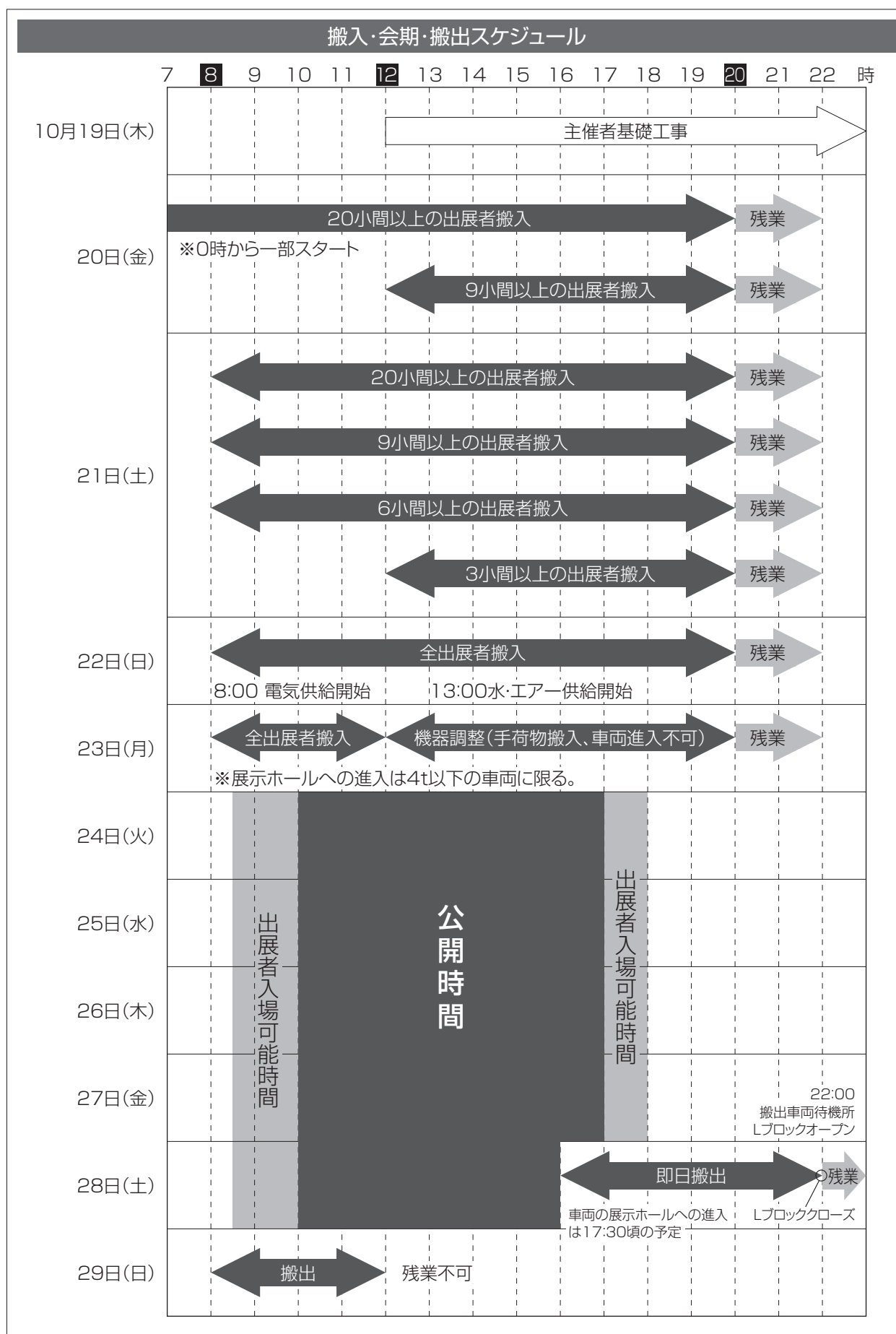
■会期中の出展者入場時間

10月24日(火)～28日(土) 08:30～18:00

■搬出日

10月28日(土) 16:00～（ホール内への車両進入は17:30を予定。状況により前倒し、遅延の可能性あり。）

10月29日(日) 08:00～12:00(残業不可)

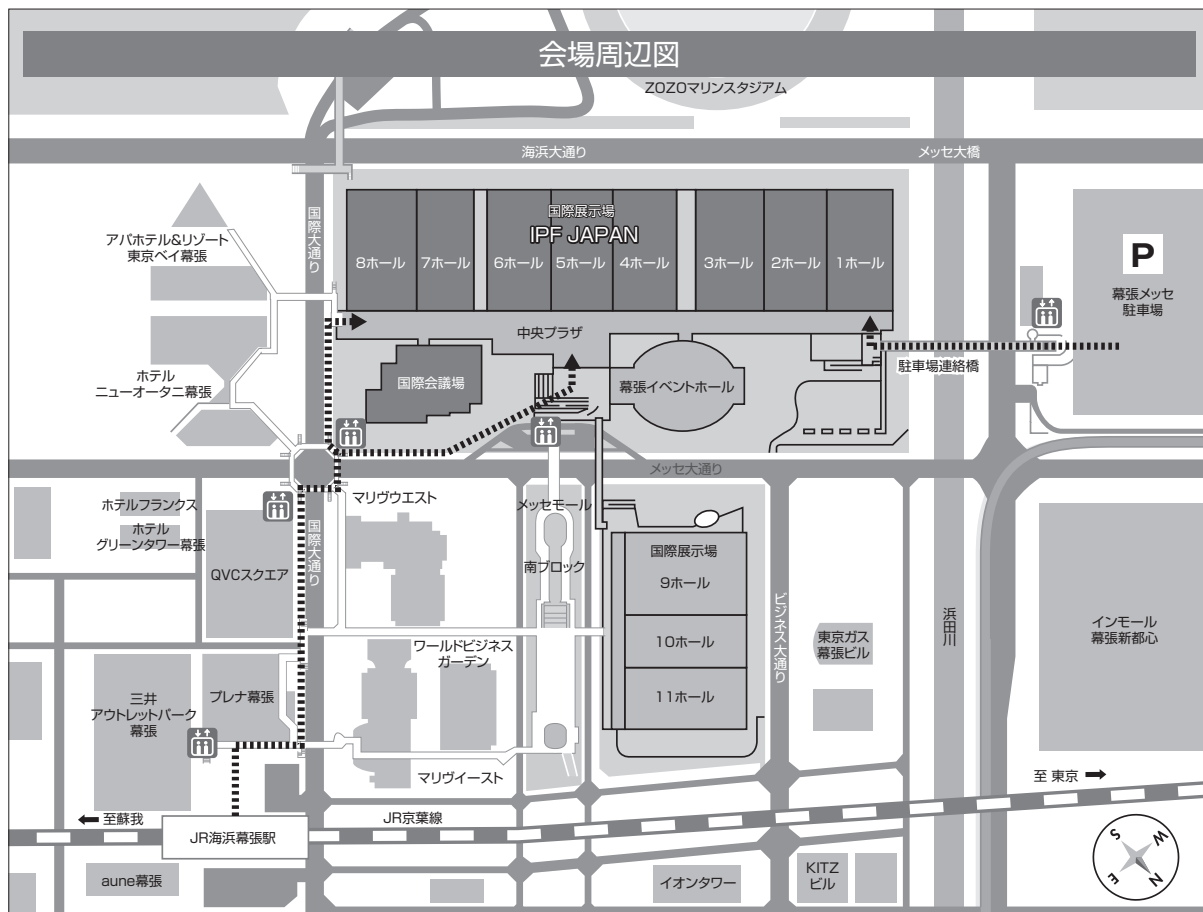


Section I 概要・スケジュール

4 会場

(1) 会場周辺図

※ は来場者導線



サービス施設(5ホール前中央プラザ)

- ビジネスセンター TEL: 043-297-7051
 - コピー・ファックス ●インターネット接続PC
- コンビニ
 - 宅配便(ヤマト) ●食料、飲料
- ATM(イオン銀行、セブン銀行)



(2) 展示会場概要

天井高	最高23.9m 最低10.8m	注意
床の構造	コンクリート直均し	
制限床荷重	5t/㎡以下かつPC板1枚(2m×5m)あたり5t以下 重量物展示の場合は荷重分散をしてください。 (総重量5tを上回る重量物は事務局までご連絡ください。)	
搬入出口	各展示ホールに2ヶ所 南口(入口):幅8.3m 高さ5.6m 北口(出口):幅5.2m 高さ4.0m	
照明平均照度	400~500ルクス	
ピット	各展示ホール内に電気ピット10列、機械ピット(給排水、ガス、圧縮空気の敷設スペース) 9列が6m間隔で交互に設置されています。	

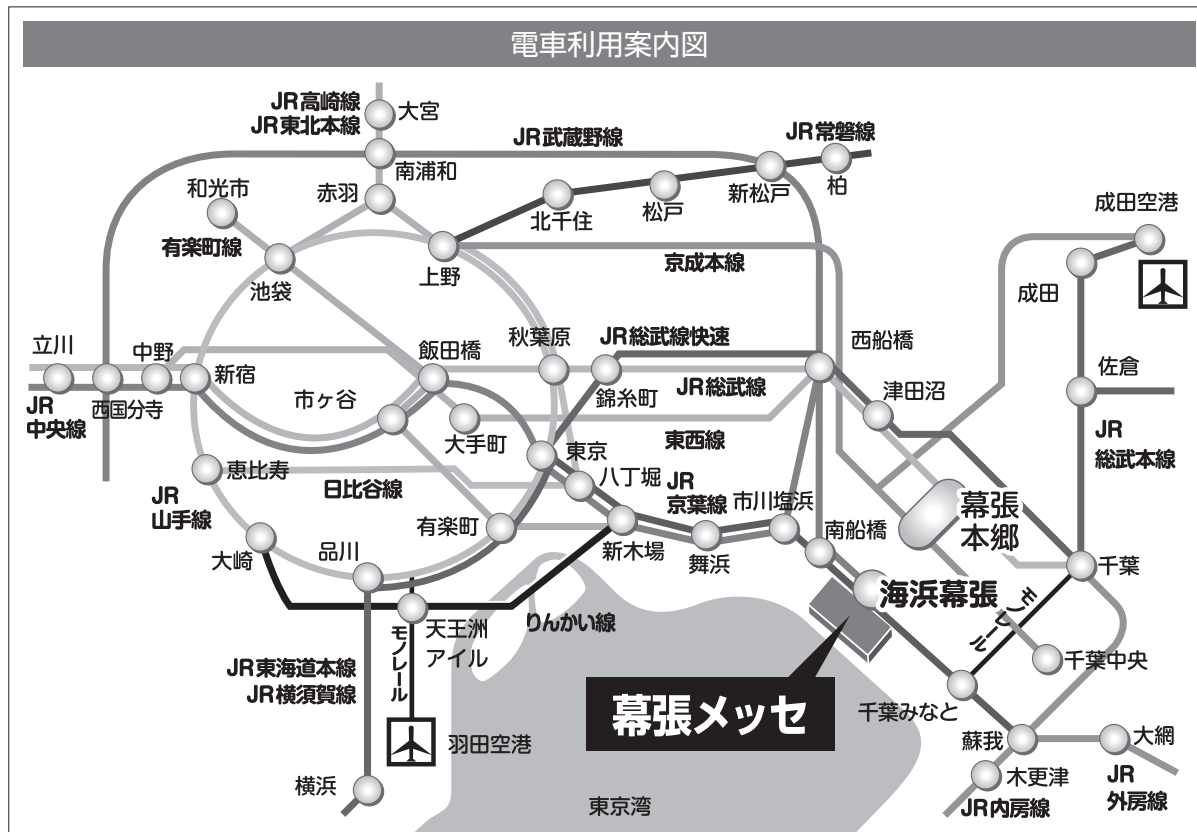
(3)会場への交通案内

幕張メッセ交通案内

最新の情報は幕張メッセホームページで確認してください。

<http://www.m-messe.co.jp/access/>

<電車利用>



電車の場合

- JR京葉線・武蔵野線利用：海浜幕張駅から徒歩10分(東京駅から約30分)
- JR総武線・京成線利用：幕張本郷駅から幕張メッセ・マリンスタージアム行きバスで、約15分(秋葉原駅から約40分)

<空港発着バス>

羽田空港↔幕張メッセ

所要時間：約50分

料金：大人1,150円

成田空港↔幕張メッセ

所要時間：約40分

料金：大人900円

<高速バス>

東京駅↔幕張メッセ

所要時間：約50分

料金：大人820円(京成バス)

大人800円(平和交通・あすか交通)

横浜駅(YCAT)↔幕張メッセ

所要時間：約70分

料金：大人1,550円

※イベント期間中のみ運行

(ネットで事前に確認してください。)

※最新の運行スケジュールは各社ホームページで確認してください。

<専用シャトルバス>

東京駅↔幕張メッセ

所要時間：約60分

料金：500円

東京駅始発：09:00

※詳細は来場者向け招待状に掲載します。

＜自動車利用＞



車の場合

- 東京都心・羽田方面から約40分
湾岸習志野I.C.(東関東自動車道)、または幕張I.C.(京葉道路)から約5分。
- 成田方面から約30分。
湾岸千葉I.C.(東関東自動車道)から約5分。

5 駐車場

(1)一般駐車場

	営業時間	料金	問い合わせ先
幕張メッセ駐車場	08:00~23:00 (入庫は21:00まで)	¥1,000/1日1回 (大型¥4,100:二輪¥200)	幕張メッセ駐車場管理センター TEL: 043-296-0766

(2)出展者専用駐車場(有料)

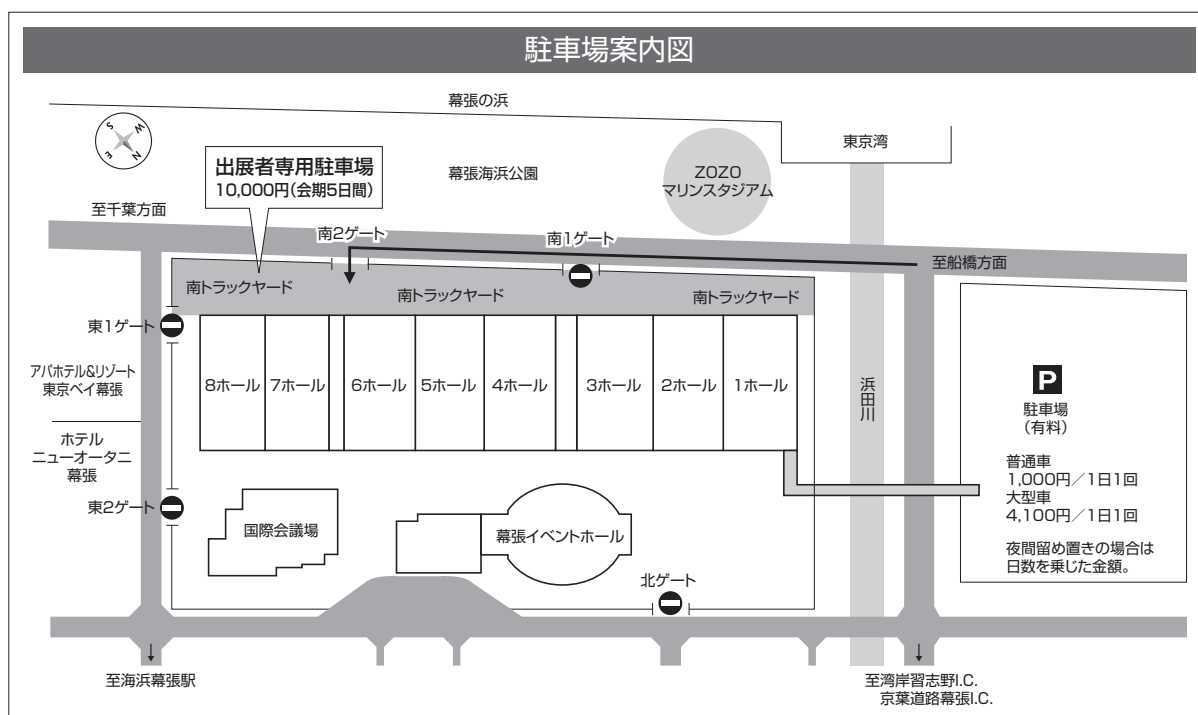
会期中(10/24~28)に限り、展示ホール南側のトラックヤード(南広場)を出展者専用駐車場とします。ご利用希望の出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

- ①料 金：¥10,000(税込)
- ②期 間：10月24日(火)~28日(土)の5日間
- ③利用可能車種：普通乗用車、ワゴン車、バンに限ります。(全長5,000mm×全幅2,000mm以下)
(トラック等の大型車両は駐車できません。)
- ④夜間留め置き：可能です。
- ⑤入 退 出：一日に何回でも入退出できます。ただし会期最終日(10月28日)の入場は1回に限定します。
(一度退出すると再入場できません。)

※駐車可能台数=200台。

収容台数に限りがあるため、お申し込みは先着順とさせていただきます。

申込書を受理次第、請求書をお送りします。駐車場料金の入金確認後、駐車券を会期前にお送りします。(10月上旬)



(3)成形品引き取りまたは送迎用の車両

実演のために大量に製造した成形品の引き取り用のパッカー車または送迎用バス等の車両は会期中にトラックヤード(南広場)に進入することが可能です。ただし、1時間を超える駐車はできません。

また、その場合は必ず事前に事務局に申請し、専用の車両証を掲示してください。

Section II 一般事項

1 一般規定・注意事項

(1) 出展物

- (a) 出展物は、本展の開催趣旨、目的に沿った品目のみ展示できるものとします。
- (b) 主催者は、音量、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限することがあります。また主催者の立場からみて、展示会の目的に合致しない展示物を禁止あるいは撤去させていただくことがあります。

注意 (c) 外国貨物を出展する際は、所要の通関手続きをとり国内貨物にするか、またはATAカルネを使用して通関のうえ出展するようにしてください。特に会場内で加工または消耗する展示物は必ず国内貨物にしてください。

(2) 出展物の管理と免責

主催者は会期中における出展物の管理・保安について、警備員を配置するなど事故防止に最善の注意をはらいますが、正当な不可抗力原因による事故(天災、火災、盗難、紛失等)、または展示会が開催される土地建物に起因する事故に関しては、その損失または損害について責任を負いません。

(3) 事故防止および責任

- (a) 出展者は、出展物や装飾物の搬入出、展示、実演などにあたっては事故の防止につとめてください。
- (b) 主催者は、出展者の前記に関する行為について必要と認めた際には、事故発生防止のための処置を命じ、その作業の制限、もしくは中止を求めることがあります。
- (c) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

(4) 事故および盗難予防

事故および盗難を未然に防ぐため、下記の予防措置を取ることをおすすめします。なお、小間内での盗難に関しては出展者が一切の責任を負うものとします。

●開場時間内

- (a) カバン類は鍵をかけた倉庫に保管する。(置き引き被害が報告されています。)

●閉場後

- (b) 盗難のおそれのあるものは持ち帰るか、鍵をかけた倉庫に保管する。
- (c) 展示台には白布をかけ商品が見えないようにする。
- (d) 小間をチェーンやロープで囲い、進入を防ぐ。

(5) 保険

盗難保険、損害保険、賠償責任保険、財物毀損保険などの保険をかけることをおすすめします。

(6) 出展者の小間への常駐

出展者は、必ず搬入開始時より搬出完了まで自社小間内に常駐し、出展物の管理、来場者の対応などにあたってください。

(7) 音量規制

小間内のオーディオ、スピーカーまたは映像機器の音量は小間前面2メートルから計測して80dB以下に制限します。展示実演により発生する過度の音量は、緊急時の一斉放送の障害となるほか、他の出展者の迷惑となりますので、各社とも音量を極力おさえていただきますようお願いします。

マイクを使用して商品説明をする場合も同様に上記の音量規制に従ってください。

(8) 実演および宣伝活動

- (a) 出展者は、自社の小間の外で実演、宣伝活動(チラシ配布、看板設置、貼り紙、誘導員を立たせる)などを行わないでください。
- (b) 出展者は、実演または宣伝活動等により小間近くの通路が混雑することのないようにしてください。
- 重要** (c) そのほか、近隣の出展企業とトラブルにならないよう配慮してください。

(9) 写真撮影および模写

- (a) 出展物の撮影等
当該出展者の許可なく出展物の撮影、模写、測定、型取り等を行うことはできません。
- (b) 自社小間の撮影
撮影に際しては、一般来場者の妨げとならないようにしてください。また出展者入場可能時間外に撮影する場合は事前に事務局へ届け出てください。
- (c) 報道関係者の撮影
事務局が許可した報道関係者および事務局の撮影班には「プレスIDカード」を発行します。
プレスIDカードを着用したカメラマンの撮影にご協力をお願いします。

(10) 小間転売・転貸の禁止

出展者が主催者の許可なく、第三者に小間の転売または転貸を行うことを禁止します。

(11) 呼び出し放送の中止

外部からの呼び出しなどの場内放送は商談の妨げとなるため、会期中は原則として行いません。
ただし、搬入、搬出期間中の出展者等の呼び出しはいたします。

(12) 清掃

- (a) 設営時に生じる角材、ベニヤ板、段ボール、プラスチック、電線等の廃材・梱包材等は出展者自身で処理してください。
- (b) 小間内は、清掃用具をご用意のうえ、出展者自身で清掃してください。
- (c) 定められた期間を超えて、出展物、装飾資材等を会場内に残した場合は、主催者がこれを処分することがあります。
この場合、その処分に要した費用は出展者の負担となります。

(13) 諸経費の負担

- (a) 電気、給排水、電話等の設備、飲食券などを必要とする出展者は、所定の用紙によりお申し込みのうえ、主催者および関係者の請求に基づき、それに要する料金をお支払いください。
- (b) 展示、実演および搬入出作業など出展者の行為に関する費用、法令、規定、規則に基づく展示装飾等の改修費用、さらに出展物に付保した損害保険料などはすべて出展者の負担となります。

(14) 即売の禁止

会場で金銭の授受をともなう即売を禁止します。(書籍は例外)

(15) 規定等の変更および追加

主催者は、やむを得ない事態が発生した場合、展示会の規定ならびに規則を変更することがあります。規定および規則の変更・追加が生じた場合は速やかに出展者に通知します。

(16)音楽・ビデオソフト等を使用される場合の著作権処理

展示会において、市販の録音物やビデオソフトを使用する場合、著作権法により著作権料を支払わなくてはならないことがあります。使用される出展者は事前に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
一般社団法人 日本音楽著作権協会 <http://www.jasrac.or.jp>

2 出展者バッジ/招待状/搬入出車両証**(1)出展者バッジ/搬入出車両証について**

出展者への発送は10月上旬を予定しています。

事故および盗難防止のため、会期中の会場への入場の際には出展者バッジを着用してください。バッジを着用していない方の入場はお断りしますので、すべての関係者に徹底するようお願いいたします。

(a)規定枚数：下記のとおりです。

※見学等で来場される社員の方は「招待状」または「インターネットによる来場者登録(無料)」をご利用のうえ、会場入口で来場者登録をしてください。

小間数	出展者バッジ	搬入出車両証
1～5 小間	小間数×5 枚	小間数×3 枚
6～10 小間	30 枚	20 枚
11～20 小間	40 枚	30 枚
21～30 小間	50 枚	30 枚
31～50 小間	60 枚	30 枚
51～60 小間	70 枚	30 枚
61～70 小間	80 枚	30 枚
71～80 小間	90 枚	30 枚
81 小間以上	100 枚	30 枚

(b)追加が必要な場合は、下記の通り幕張メッセ現地でお渡しします。

- ・出展者バッジ：10月20日以降、幕張メッセ会場事務局でお渡しします。(追加無料)
- ・搬入出車両証：通常の搬入出車両証はコピーしたものも使用できます。また、車両証を持たない車両には搬入期間中に幕張メッセ車両進入ゲートでお渡しします。(追加無料)

(2)招待状について

出展者への発送は7月中旬を予定しています。

出展者には招待状を無料で配布します。必要枚数を所定の用紙にてお申し込みください。期限までにお申し込みのない場合は、1小間につき200枚を送付します。

なお、共同出展者を伴う出展者(代表出展者)については、代表出展者に一括して送付します。

※来場者がインターネットで事前登録することにより、入場が無料になる事前来場登録を公式サイト(7月下旬頃)にアップします。

(3)海外向け招待状の申し込み

海外からの来場者を誘致するため、海外向け招待状を作成します。希望する出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

(4)来場者登録

IPF公式サイトで事前に入場登録することにより、招待状をお持ちでない方も入場料(1,000円)が不要になります。

1 搬入要領

(1) 搬入日時

P2～3のスケジュールをご参照ください。

(a) 時差搬入について

搬入時の混雑を避けるため、出展小間数による時差搬入を行います。

(b) 時間外作業について

搬入作業がやむを得ず20:00時を過ぎる場合、または午前08:00時以前になる場合は、必ず事前に会場事務局で早出・残業申請を行い、承認を受けてから作業してください。時間外作業料金は無料ですが、極力時間内の作業に努めてください。

(c) 機器調整日について

10月23日(月)12:00時(正午)からは、展示ホール内への車両乗り入れは不可となります。

(2) 搬入方法

(a) 「搬入出車両証」を車に付けてください。

「搬入出車両証」は10月上旬頃に配布します(P10参照)。必要事項を明記のうえ、搬入出車両のフロントガラスに提示し、警備員にわかるようにしてください。

※「搬入出車両証」が不足した場合は、コピーしたものを使用できます。また、車両証を持たない車両には搬入出ゲートで出展者または出展者委託業者による搬入と認めた後、お渡しします(追加無料)。

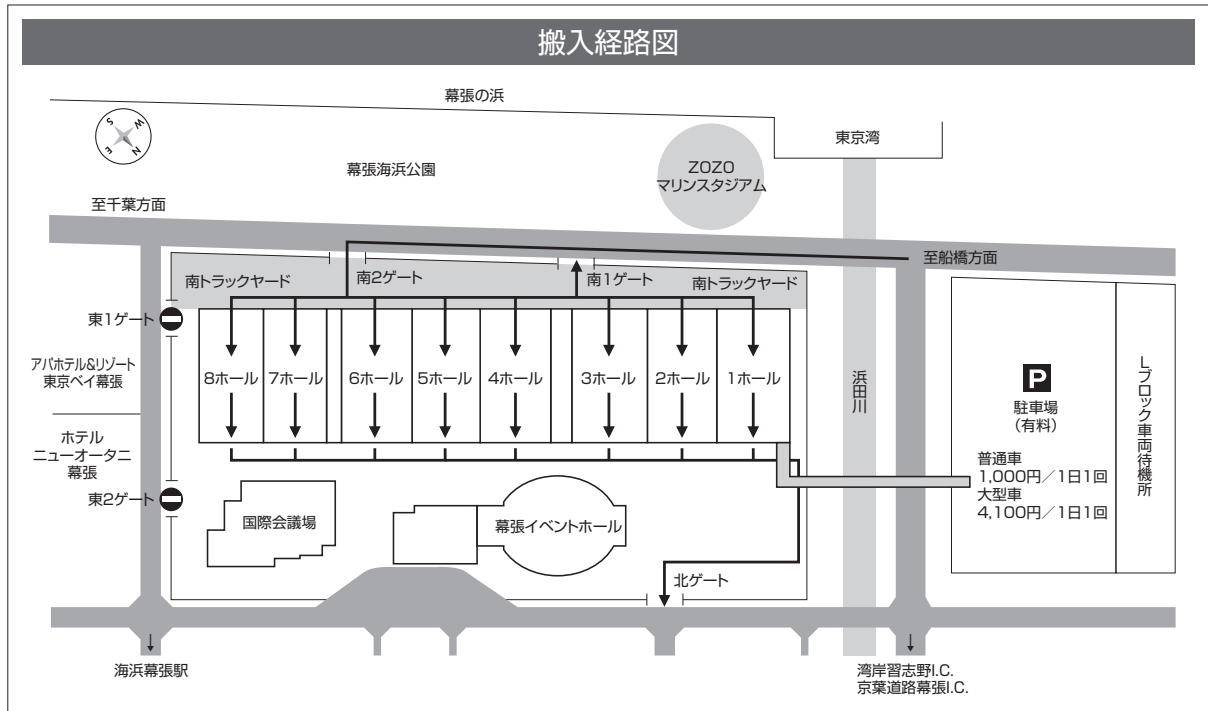
(b) 運送業者へ委託する場合は、搬入物に次の事項を明記してください。

発送伝票記入例

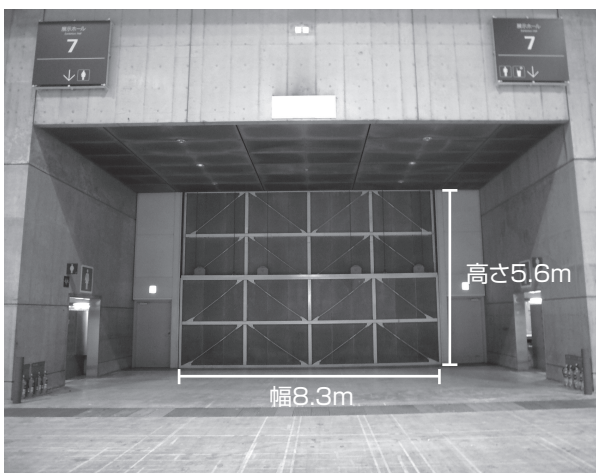
住 所：〒261-8550
千葉県美浜区中瀬2-1
館 名：幕張メッセ
国際展示場 ○ホール
展示会名：「IPF JAPAN」
出展者名：〇〇〇〇〇(株)
ブースNo.：〇〇〇〇〇
担 当 者：幕張 太郎
携 帯 TEL：090-〇〇〇〇-〇〇〇〇



(c) 搬入日(10月20日～23日)の搬入経路は図のコースをとってください。



- 展示ホールへの進入は南2ゲートを使用してください。
- 南1ゲートは退出に限定します。
- 展示ホールからの退出は原則として北ゲートを使用してください。
- 展示ホール内は一方通行です。
- 搬入最終日(10月23日)の午前12:00時(正午)を過ぎると、展示ホール内への車両進入はできません。
南トラクヤードからの手運びは可能です。



搬入口



搬入口付近

2 会期中の搬入出

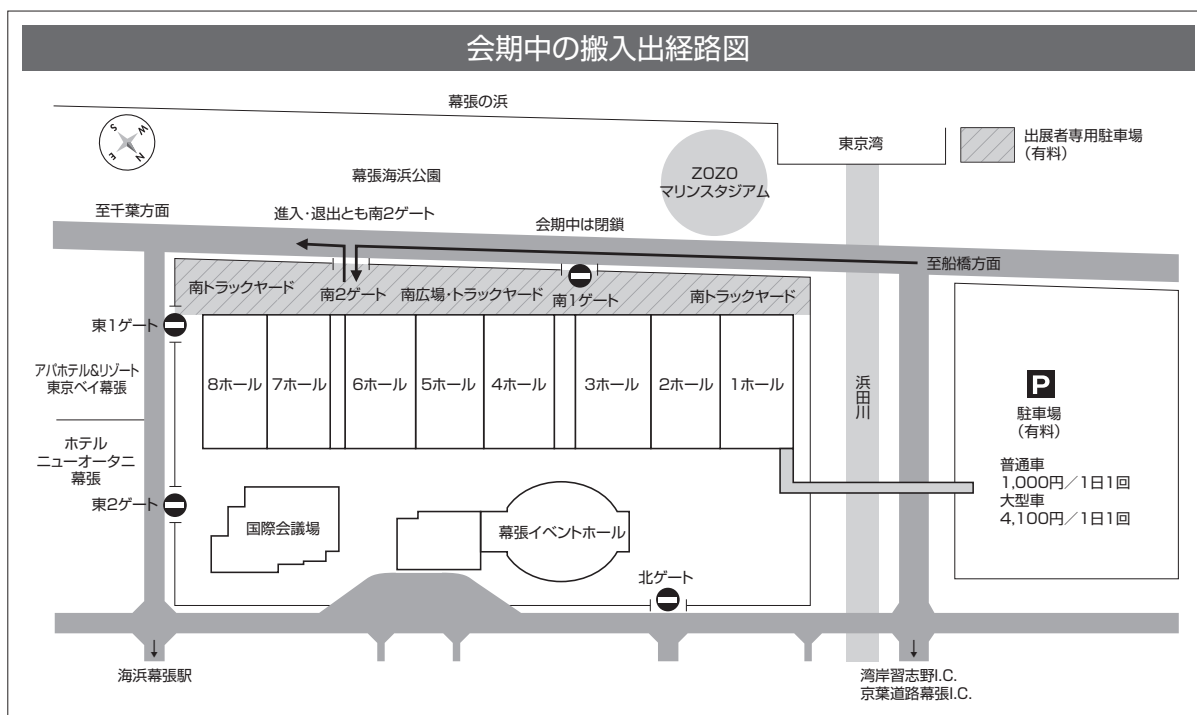
(a) 会期中は原則として車両による搬入出はできません。

出展物の調整、カタログ、資材等の補充などでやむを得ず会期中に搬入出を行う場合は、事務局に作業申請を行い、開場時間(10:00～17:00)外に行ってください。

<開場時間外: 08:30～10:00、17:00～18:00>

(b) 会期中は展示ホール内への車両乗り入れはできません。台車または手運びで搬入してください。

(c) 会期中の搬入出経路は下図のコースをとってください。



<会期中のトラックヤードへの車両進入について>

①「出展者専用駐車場」申込会社 → 会期中に車両をトラックヤードに駐車することができます。

有料: 5日間で10,000円(税込)

②①以外の出展者 → カatalog等搬入のための車両進入はできますが、1時間以内に退出してください。1時間を過ぎても退出しない場合は、退出管理料として10,000円(1日あたり)を徴収します。進入時に名刺を1枚いただきます。

※出展者専用駐車場については、P7をご参照ください。

3 搬出要領

(1) 搬出日時

10月28日(土) 16:00～17:30 手運び搬出(車両は展示ホール内に進入できません。)
 10月28日(土) 17:30～22:00 即日搬出
 10月29日(日) 08:00～12:00 大型機械搬出

(2) 搬出方法

搬出日は相当な混雑が予想されます。必ず警備員の誘導に従って搬出してください。詳細スケジュールおよび車両待機場所については事前にご案内するとともに、会期中に各ホール出入口および会場事務局に掲示します。

(a) 即日搬出の車両は、指定の場所に順番に待機してください。

① 10月27日(金) 22:00時から、Lブロック駐車場入口で警備員が搬出車両の待機場所に誘導します。

※Lブロック駐車場で待機の車両には、整理券をお渡しします。指定の待機場所に駐車していなかった場合は、会場への進入の順番が最後になります。十分に注意してください。また混乱を避けるため警備員の指示には必ず従ってください。

② 会場周辺の混雑を緩和するため、可能な限り多くの車両を会場敷地内へ誘導します。このため、搬入口から遠い北側(来場者出入口から見て1列目から7または8列目の小間)に配置されている出展者の車両乗り入れを優先させていただきます。

※該当する出展者に対し「優先搬出車両証」を発行します。(1社1枚、追加および再発行不可。発送は10月上旬)。待機スペースの都合上、4t以下の車両に限定します。

(b) 「搬入出車両証」を車のフロントガラスに提示してください。

あらかじめ事務局が配布した「搬入出車両証」に小間番号、会社名を明記のうえ、必ず搬出車両のフロントガラスに提示し、警備員にわかるようにしてください。

大型機械の搬出について

10月28日の即日搬出日は、搬出車両が集中するため相当な混雑が予想されます。

大型のクレーン、トラック等を必要とする出展物についてはなるべく10月29日に作業をお願いします。

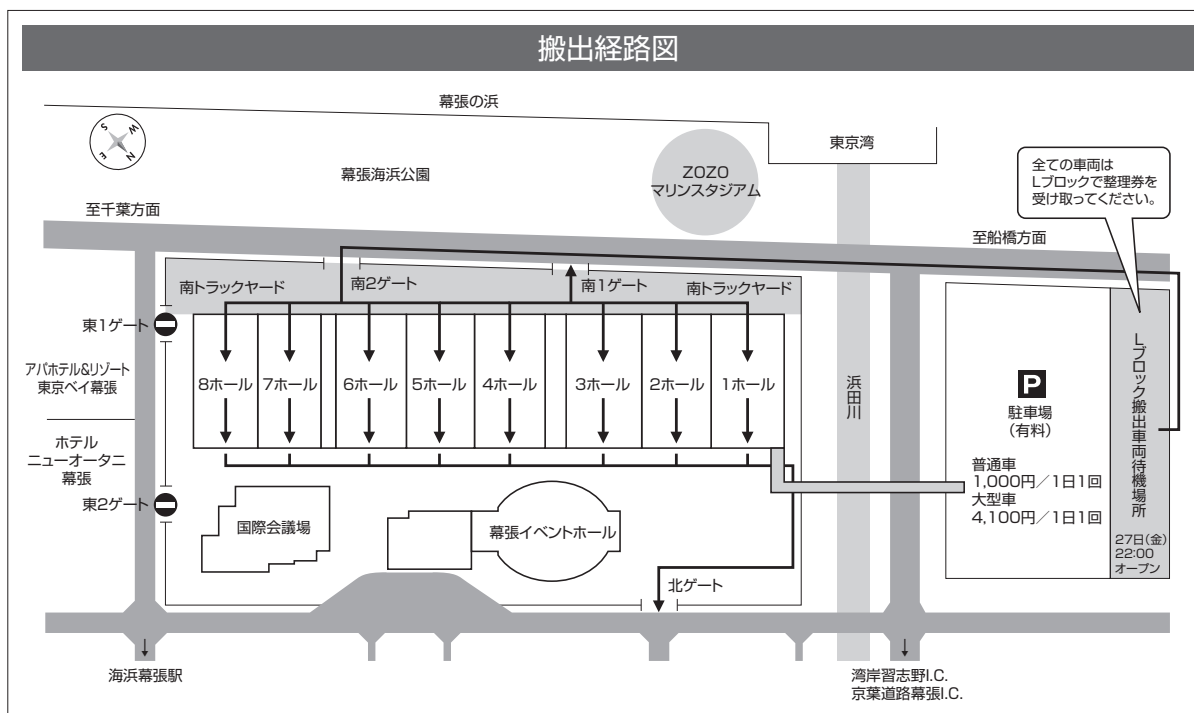


Lブロック(搬出車両待機所)

JR海浜幕張駅 ↓

幕張メッセ周辺 (2014年3月撮影)

(c) 搬出経路は次のコースをとってください。



- 展示ホールへの進入は南2ゲートを使用してください。
- 南1ゲートは退出に限定します。
- 展示ホールからの退出は原則として北ゲートを使用してください。
- 展示ホール内は一方通行です。

(3) 注意事項

- (a) 即日搬出日(10月28日)の開催終了時から17:30までは、搬出車両の展示ホール内への進入はできません。
(状況により前倒し、遅延の可能性あり。)
- この時間帯は、水道とエアーの配管撤去を行いますので、手運びによる搬出、梱包などを行ってください。
- (b) 搬出終了時まで、出展者は必ず立ち会ってください。
- 搬出時は盗難・破損・怪我などの事故が起こりやすいため、必ず出展企業の責任者が立ち会ってください。
- (c) 開催終了時は、十分に盗難および事故防止につとめてください。
- 開催終了後は相当な混雑が予想されます。貴重品や紛失および破損しやすいものは、閉会后、直ちに搬出するか荷造り、梱包して盗難および事故防止につとめてください。
- ※貴重品、パソコン、各種データ、AV機器などは、なるべく即日搬出して下さい。
- (d) 出展物・装飾資材などは会場内に残さないでください。
- 定められた期間を超えて出展物および装飾資材などを会場に残しておいた場合、主催者は任意にこれを処分します。その処分に要した費用は、出展者の負担となりますのでご注意ください。
- (e) 搬出を社外の運送業者に委託する場合は、本マニュアルの規定を周知徹底してください。
- (f) 梱包資材の一時預かりとブースへの配達を指定業者にて承ります。詳細は指定業者にお問い合わせください。
- なお「自社ブースに17:30ちょうどに来て欲しい。」などの到着時間指定は困難だとご理解ください。(かえって搬出終了を遅らせる原因になります。)
- (g) シブロックで整理券を受け取っていない車両はトラックヤードに進入できません。

4 搬入出作業の斡旋

(1) 搬入出作業の申し込み

搬入・搬出作業の円滑化を図るため、フォークリフト、クレーン等のオペレーションを行う荷役業者を常駐させます。利用を希望する出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

5 搬入・搬出の手続き

(1) 搬入・搬出計画の届け出

出展者は、搬入・搬出の計画を所定の用紙にてお届けください。

(2) 作業日時の調整

搬入出作業については、重量物の据付・撤去や搬入出スケジュールの調整のため、出展者の希望日時を調整させていただく場合があります。

(3) 注意事項

(a) 搬入出にあたっては他の出展者の作業に迷惑がかからないよう十分に注意してください。

(b) 搬入物を受け取る際は、必ず自社小間内に担当者を常駐させてください。

主催者では、搬入物の代理受領や一時保管などは一切行いません。搬入中に小間内に出展者が不在の場合は、荷物を輸送業者に持ち帰ってもらうことがあります。

(c) 搬入物の開梱・梱包作業は自社の小間内で行ってください。

(d) 空き容器、空き箱などは、原則として自社で保管・管理してください。

通路上に放置してある物品は、主催者清掃業者が廃品として処理することがありますのでご注意ください。
空き容器・空き箱などの保管を希望される場合は、所定の用紙にてお申し込みください。

(e) 搬入出車両1台あたりの総重量は、30tまでとしてください。

出展物を積載した搬入出車両1台の総重量が30tを超える場合は、進入通路に鉄板などによる養生措置が必要となりますので、必ず主催者まで届け出てください(P24～27参照)。

(f) 搬入・搬出時は、油もれがあると非常に危険ですので、十分に注意してください。

6 外国貨物の取扱い

(1) 外国貨物

外国貨物とは日本以外の地域で生産または製造されたもので、まだ輸入通関手続きを完了していないものを示します。本展において、外国貨物を展示するためには、輸入通関手続きを行って国内貨物にするか、ATAカルネの手続きをすることが必要です。

(2) 問い合わせ先

裏表紙「協力会社および関係連絡先一覧」をご参照ください。

1 小間位置

小間位置は出展規模、出展製品、実演の有無、申し込み順等を考慮して主催者が決定します。

また、主催者は入場者整理の都合上、あるいは展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。ただし主催者が必要と認める場合以外にはそのような変更は行われず、また変更が必要な場合は、出展者にその旨を通知するものとします。

なお、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求はできません。

2 展示装飾の共通制限

展示装飾については、全体的に企画を統一して美観を保つとともに、出展物が効果的に展示されるよう全出展者に共通の制限を行います。したがって、施工作业ならびに実演等の実施にあたっては、本セクションを遵守してください。

万一この規則の趣旨に合わないものと主催者が認めた場合には、工事の変更、中止、改修、撤去を求めます。

また、出展物等の展示装飾の作業は、必ず自社小間内で行ってください。

3 出展物の高さ制限

出展物の高さ制限はありません。ただし、出展物本体の高さが4.5mを超える際は、消防設備との兼ね合いにより設置場所を制限することがあります。予め主催者に図面を提出の上、ご相談ください。

※搬入口の高さは5.6mです。(トラックの荷台の高さ+出展物の高さ)が5.6mを超えるものは搬入できません。

4 基礎パネル(主催者による仕切り壁設置)

2社以上の出展者が隣接する場合、基礎パネルを主催者の負担において施工します。

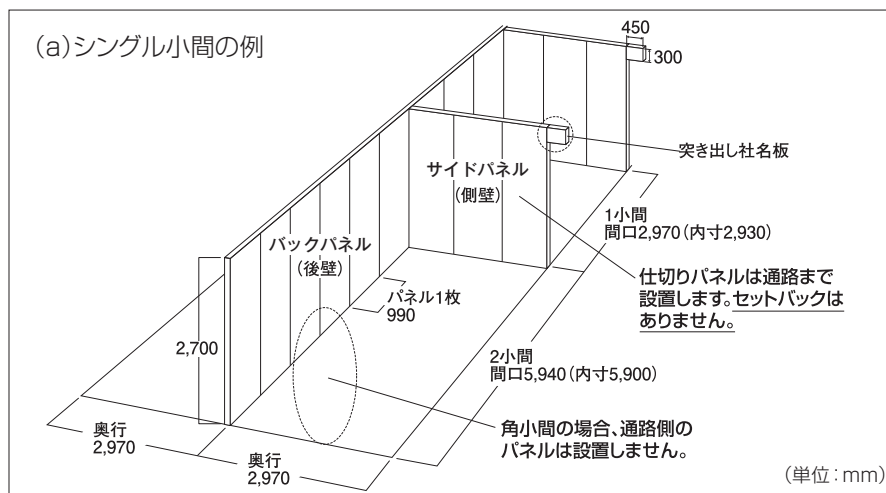
ただし、独立小間については墨出しのみとなります。

(1) 小間の規格

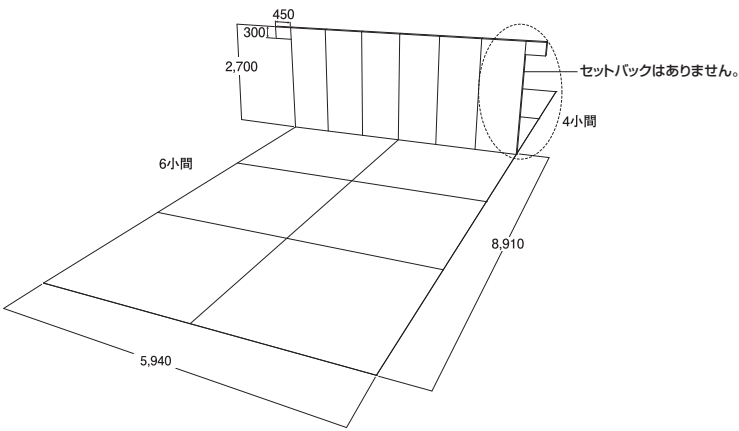
1小間の寸法は、間口2,970mm×奥行き2,970mm×高さ2,700mmです(パネルの芯々寸法)。

(2) 小間の種類

<標準小間>

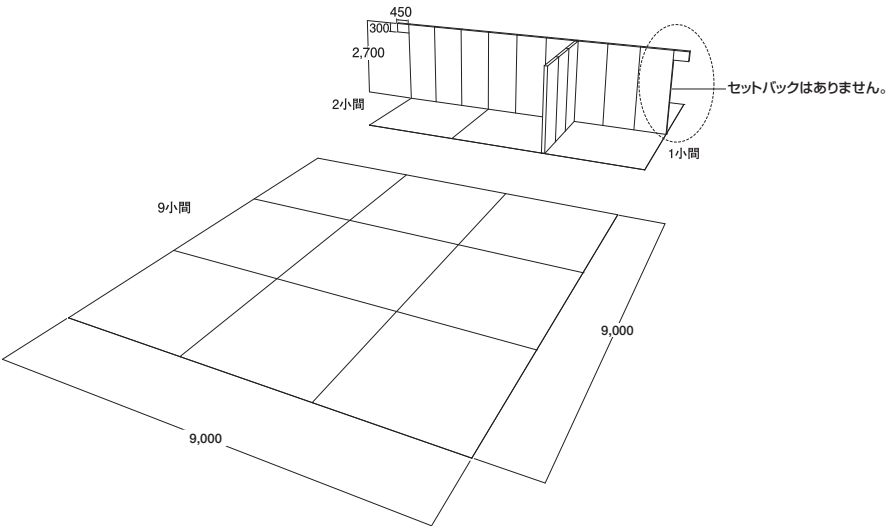


(b)ダブル小間の例



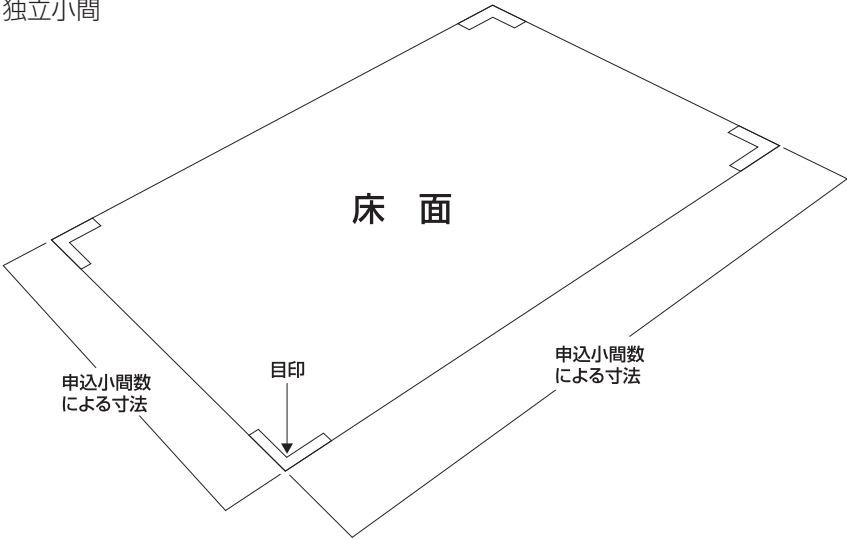
(単位: mm)

(c)トリプル小間の例



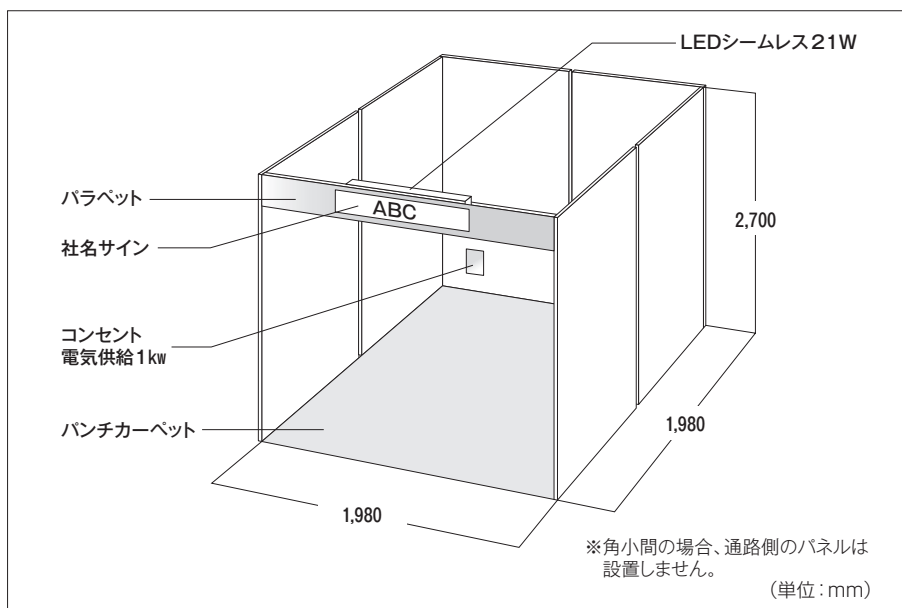
(単位: mm)

(d)独立小間



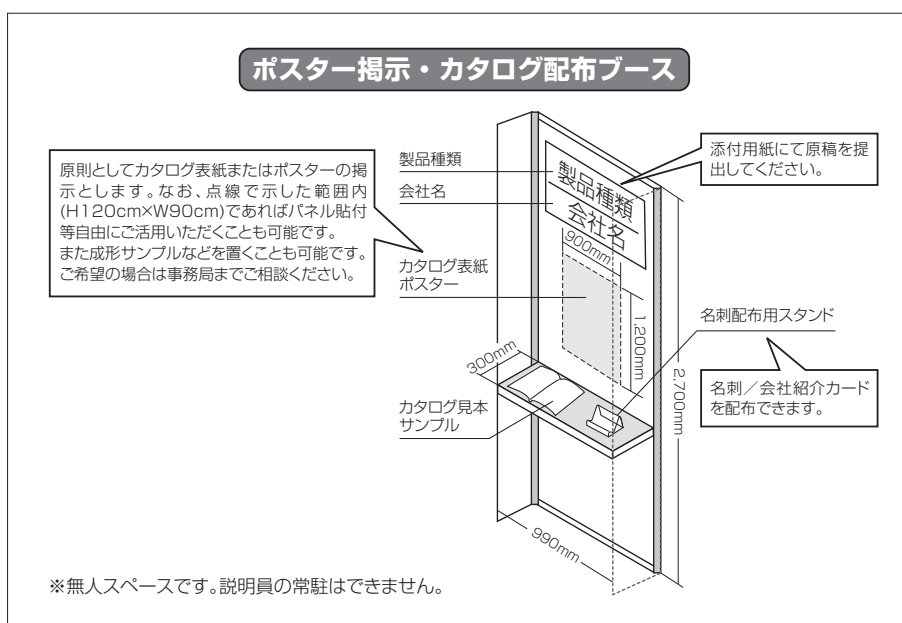
<受託加工業者専用ブース>

(試作・加工・製造受託展／工業部品調達展)



<ポスタースタンド>

(カタログ配布ブース)



(3) その他工事

(a) 主催者が敷設する通路カーペットは赤色です。

(b) 注意事項

- ① システム基礎パネルは、両面白色仕上げです。オプションによるカラー工事が可能です。【有料】
- ② システム基礎パネルは、ビニールコーティング合板です。直接装飾や加工を施すことができません。
※説明パネルの取り付けには、両面テープ、マジックテープ、チェーンフックをご利用ください。
- ③ 使用されるシステムのパネル板、ポール、ビーム等は、切断、釘打ち、穴あけ等の加工はできません。
※装飾上、穴あけ等をせざるを得ない場合は、事前にご相談ください。
ただし、破損の度合いにより別途実費を請求します。

5 出展者による装飾(二次装飾)

(1) ブース装飾の施工業者選定

出展ブースの装飾については、出展者が業者を選定し施工してください。装飾業者の紹介を希望される出展者には主催者が斡旋いたします。

(2) 業者への規定周知

出展者は、必ず施工業者が規定を承知のうえでブースの設計、施工を行うよう指導および管理してください。

このマニュアルはインターネットからダウンロードすることもできます。 www.ipfjapan.jp 出展者専用ページ

いかなる理由があっても規定違反の装飾は認められません。会場で発見した場合は、その場で改修または撤去していただきます。

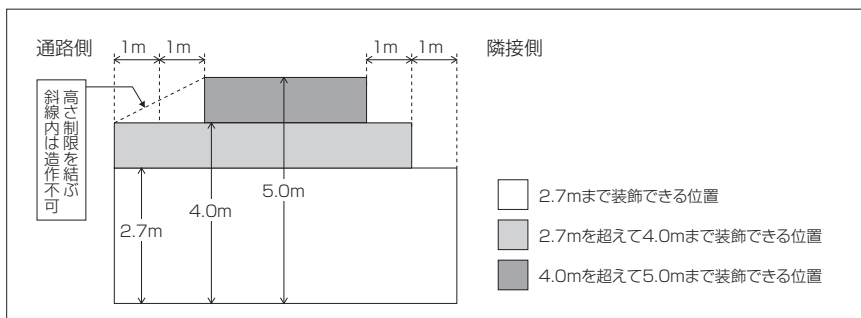
6 装飾規定

(1) 装飾物(旗、ノボリ、バルーン、柱、壁、看板等)の高さ規定

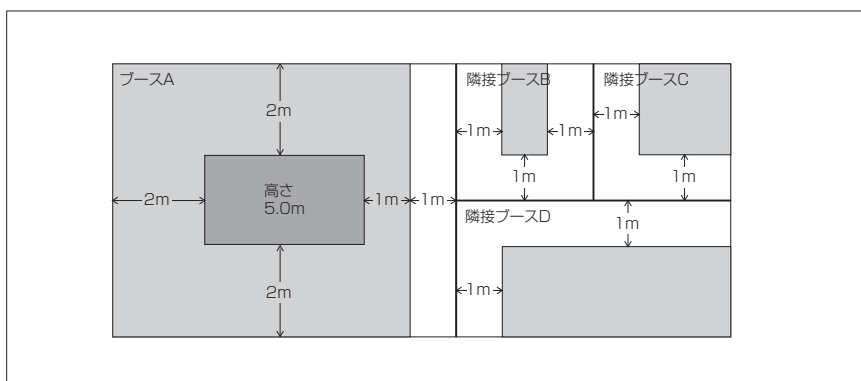
原則として装飾物(トラスを含む)の高さは2.7mまでとします。他の出展者の小間に隣接する出展物については、迷惑がかからないよう事前に出展者同士で打ち合わせをしてください。

2.7mを超える装飾を希望する出展者は、設計や企画の時点で設計図を主催者に提出し、承認を得てください。この場合、装飾物の高さは、隣接小間との境界から小間内側に1m入った位置からは4.0mまで、さらに通路または隣接小間から小間内側に2m(境界から2m)入った位置からは5.0mまで認めます。なお、背面側が建物の壁に面する場合(通路や他の出展ブースがない場合)はセットバックの必要はありません。ただし、建物の構造上、造作物の高さに制限がある場合があります。必ず事前に主催者に相談してください。

横から見た図



上から見た図

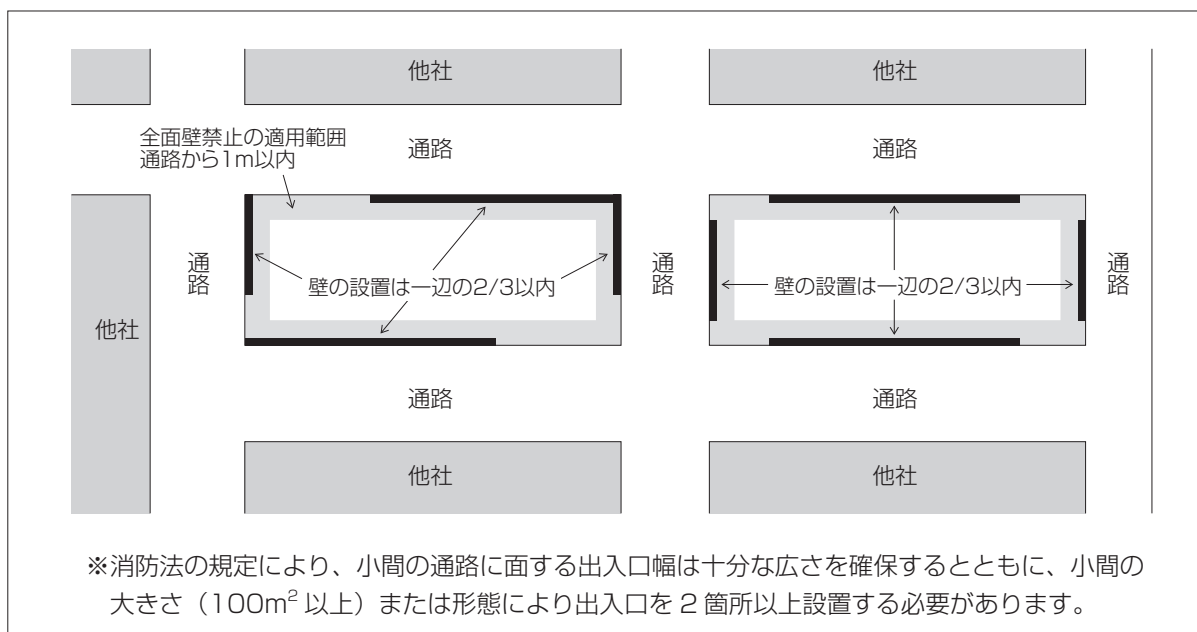


※装飾物とは、旗、ノボリ、バルーン、柱、壁、看板、トラス等、出展製品を除くすべての造作物を指します。

規定を超える装飾物を見つけた場合、現地で即時撤去していただきます。

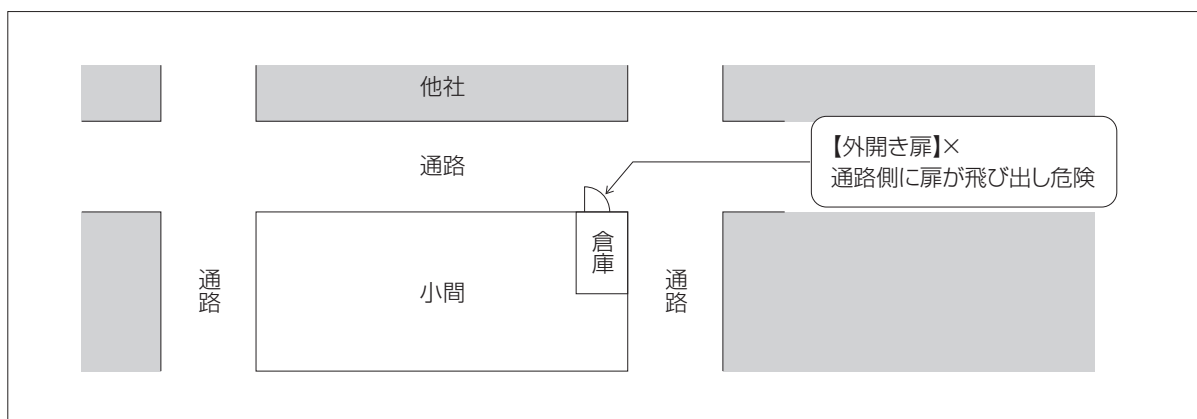
(2) 全面壁の禁止

小間の境界1m以内の範囲で通路に面して壁面等構造物を設置する場合、会場全体の見通しを良好にするため、構造物の寸法(幅)は合計で小間一辺の2/3以下とします。残る1/3は見通しのきく構造(透明なガラス窓、ルーバー、床からの高さ150cm以下の壁面や棚など)としてください。



(3) 外開き扉の禁止

装飾物や倉庫等に扉を設置する場合は、事故防止のため内開き(扉が開いた状態で通路にはみださない状態)にしてください。



(4) はみ出しの禁止

出展物、装飾物、展示台、イス、机、カタログスタンド、植栽等が自社小間からはみ出さないようにしてください。また、スポットライト等を通路にはみ出して設置することも禁止します。

(5) 投影の禁止

会場の壁面、天井、共用の通路等に文字や映像等を投影することを禁止します(自社小間内を除く)。

(6) 2階建構造の禁止

2階建構造は禁止です。

(7) 照明器具の設置について

- ① スポットライト等の照明器具を設置する場合は、近隣のブースや通路などにいる人の目に、直接光が入らないようにしてください。「まぶしい」という苦情が近年増えています。
- ② ネオンサイン、点滅する照明など近隣の小間に不快感を与える照明を禁止します。
- ③ プラスチックダンボール(プラダン)によるアンドンや十分な火災予防のなされていないアandonは消防法上認められないことがあります。

(8) 天井張りおよび屋根構造の禁止と解除手続き

展示ホールには、消火設備として放水銃が設置されています。そのため原則として放水障害および感知障害となる天井張り、屋根などを設けることはできません。ただし、出展物の状況によりやむをえず暗幕、一部天井、屋根などを必要とする場合は、事前に幕張メッセ(展示会場)の指導を受けてください。指導を受けた後は、指導済みのサインがある設計図面(立面図、平面図)2部を8月31日までに主催者指定業者へ提出してください。一括して所轄消防署に申請の手続きをとります。

※承認を得ていない場合は、消防署の査察の際に撤去、または改善を命じられますのでご注意ください。

連絡先

(株)幕張メッセ 事業第二課 担当: 渡邊 / 古林
 〒261-8550 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1
 TEL: 043-296-0602 FAX: 043-296-0529

設計図面提出先

(株)廣目屋 担当: 小松 / 渡辺
 〒104-0061 東京都中央区銀座1-6-1
 TEL: 03-3563-0010 FAX: 03-3563-0023
 E-mail: ipf@hiromeya.co.jp

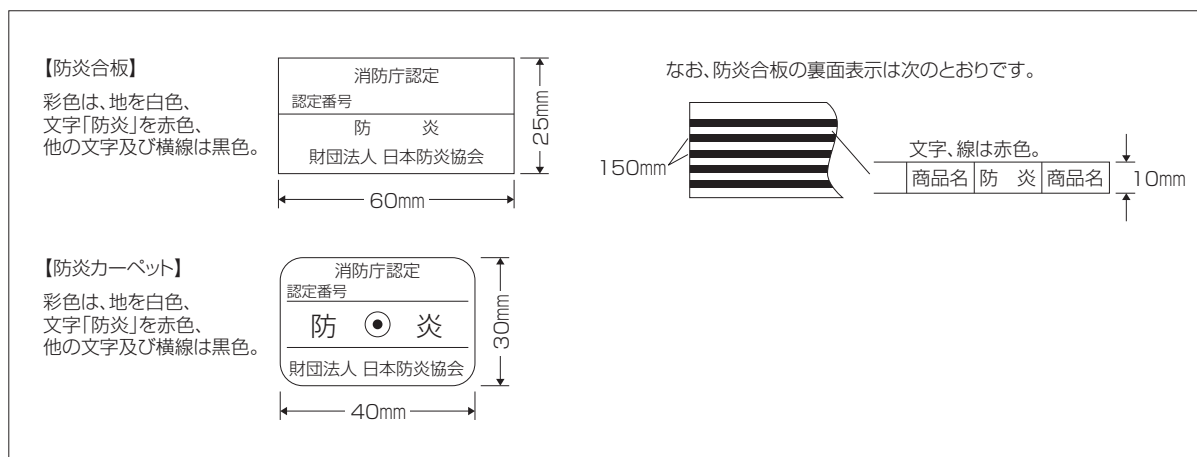
(9) 装飾資材(パネル・カーペット・カーテン等)は必ず防災処理済みの資材を使用してください。

展示ホールでは消防法により、一定の基準の防火管理と設備が義務づけられています。

下記の項目については万全を期してください。

- ① 消防法により、展示用合板、カーペット、カーテン等は防災性能を有し、「防災ラベル」が貼付されたもの以外は使用できません。
- ② 展示用合板、繊維板は厚さに関係なく、すべて上記の防災合板を使用してください。またカーペットもすべて上記の防災カーペットを使用してください。
- ③ 防災合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾、貼付する場合は、防災性能を有するものを使用してください。
- ④ カーテン、幕類、クロス、布紙、その他の装飾材料で可燃性のものを使用する場合、すべて浸漬加工の防災処理済のシールが付いたものを使用してください。
- ⑤ 発泡スチロールなどの石油化学製品(ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロン、ホンコンフラワーなど)は使用できません。ただし、スチロールなどを切文字程度で、来場者の手の届かない場所での使用は除外します。
- ⑥ **防災処理ができない布は使用できません。(ノボリ、旗などご注意ください。)** 布製品に対する防災処理は浸漬により行います。アクリルやポリエステルなどが20%以上含まれているものは防災二次加工ができないため使用は認められません。

- ⑦海外から装飾資材を持ち込む場合、日本の消防法に基づく許可が必要となります。ただし、認可された国によっては使用できる場合がありますので事前に主催者にご相談ください。
- ⑧特異な装飾材は資料持参のうえ、事前に幕張メッセにご相談ください。
- ⑨防災表示制度による「防災ラベル」は次のとおりです。



※小間内のストックスペースを仕切るカーテンにも防災ラベルの表示が必要です。

(10) その他装飾および施工上の注意事項

展示装飾の実施にあたっては、なるべく会場全体の見通しを保持し、全出展者の展示効果が向上するよう考慮のうえ、他社の迷惑にならないような展示および装飾を計画してください。

- ①主催者が施工する基礎装飾物の取り外しはできません。
- ②施工にあたっては、あらかじめ施工（装飾）業者の工場で作形や加工を行い、会場においては組み立て程度の最小限の作業にとどめてください。
- ③展示装飾および出展物を会場の天井、柱、壁などの既存のものから吊り下げたり、もたせかけることは禁止します。
- ④施工および資材の運搬にあたっては、会場設備、電気、電話、水道等の設備、基礎小間、他社の装飾や出展物などを損傷しないよう十分注意してください。万一損傷した場合は、理由のいかんにかかわらず原状回復の責務を負っていただきます。
- ⑤小間内床にカーペットを敷く場合は、すべて弱粘性両面テープで固定してください。ボンドなどの接着剤の使用はできません。
- ⑥作業によって生じた屑、廃材は、毎日必ず持ち帰ってください。
- ⑦電気やガスなどによる溶接、その他で火気を使用する場合は、あらかじめ主催者に届け出て承認を受けてから行ってください。また、作業中は必ず消火器を手元に置いてください。
- ⑧会場内では必ず自社の小間内で作業を行ってください。通路または他の小間に資材を放置したまま作業することを禁じます。撤去時の場合もこれに準じます。
- ⑨消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル、誘導灯などを装飾物などで隠さないでください。また、その付近には使用の際に障害となる陳列をしたり、工作物、その他の物品を放置しないでください。
- ⑩原則として、会期中は展示設備の交換や装飾の模様替えをすることはできません。
- ⑪装飾上のネオンサイン、またはこれに類するものの使用、造作は禁止します。
- ⑫出展者は、出展物から特殊な臭い、煙等が発生する恐れがある場合、あらかじめ主催者に申し出てください。

(11) 作業中の喫煙について

展示ホール内は禁煙です。作業中の喫煙は所定の喫煙所をお願いします。

(12)規定の遵守

禁止事項に違反した場合、または規定に合わない不完全な装飾だった場合には、工事の変更、中止、改修または撤去を命ずることがありますので、計画および設計に際しては十分にご注意ください。

主催者および関係官公署は、これによって生ずる損害、費用の増加、その他不測の事態については責任を負いません。

7 重量出展物の取扱い(5t以上)

(1)重量物展示規定(5t以上)

下記重量物を展示する場合は、1/50もしくは1/100の展示物の配置図面を添え、所定の用紙にて届け出てください。(内容によっては配置の変更をお願いする場合があります。)

- ①5tを超える重量物(実演に伴う動荷重を考慮)の展示
- ②実演の際、激しい振動を伴う重量物の展示

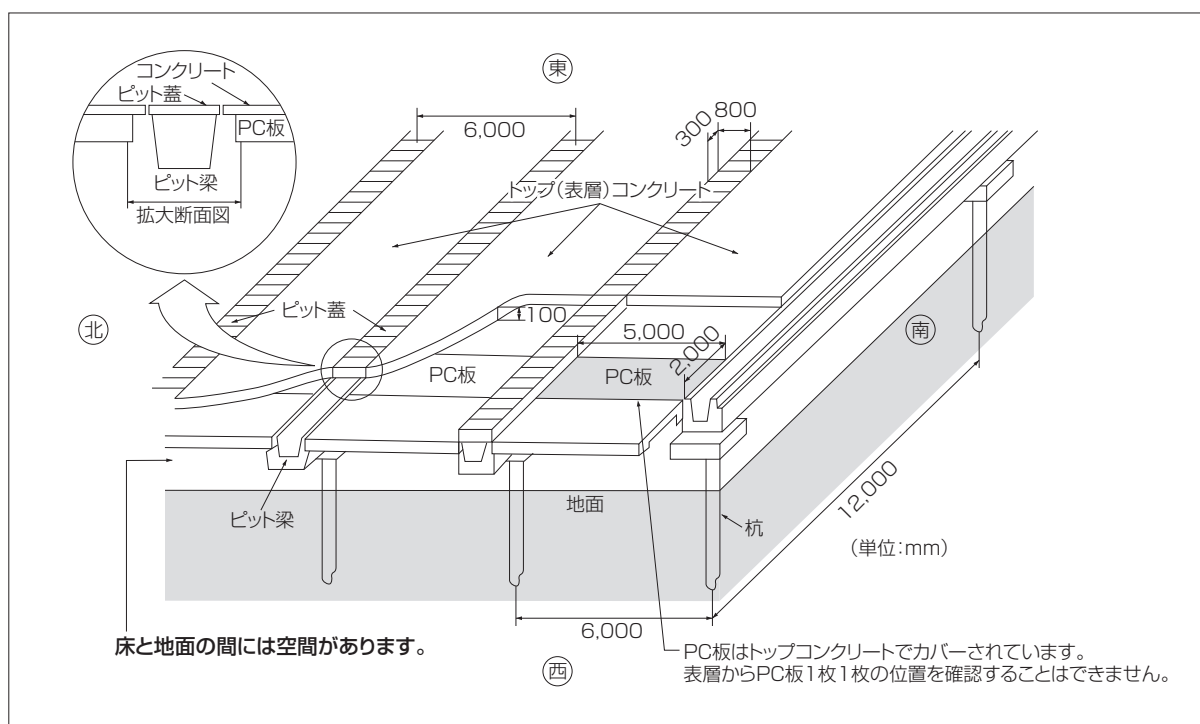
展示ホール床面の下部は、下図の通りPC板(プレキャスト鉄筋コンクリート製の板)、ピット、杭による一体的な構造であり、床面への荷重はPC板、ピットへ伝達し、全て杭で支持されています(コンクリート床の下は空洞です)。そのため、重量物の展示にあたっては、荷重分散措置が必要となります。

なお、実演を伴う出展物の重量は、動荷重で計算してください。

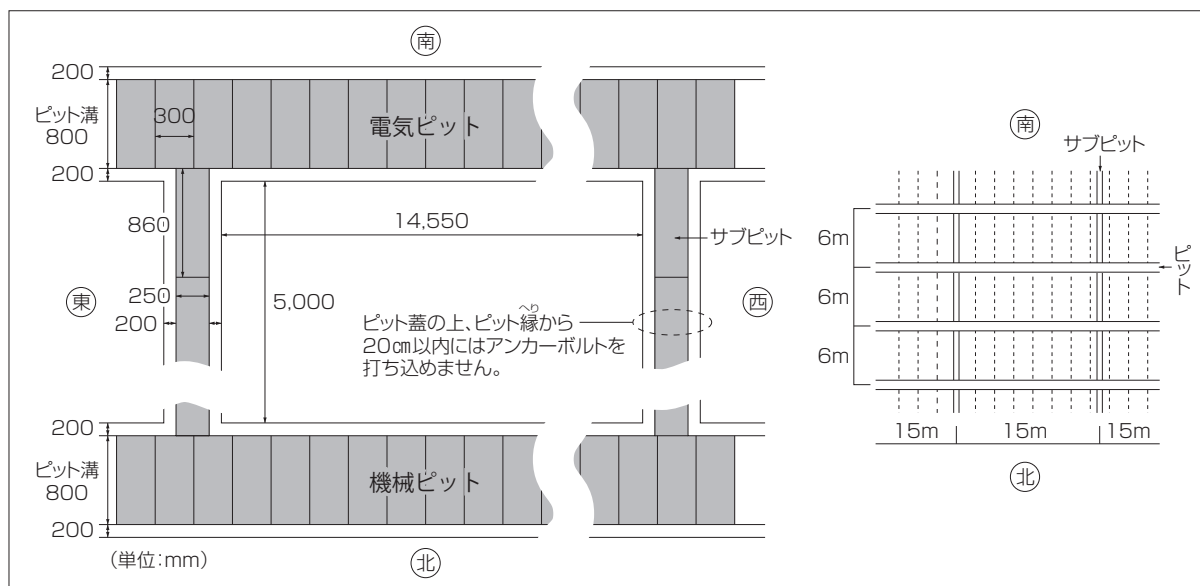
許容荷重 PC板 1枚につき5t(2m[東西方向]×5m[南北方向])

上部はコンクリート(厚さ100mm)で覆われているため、表面からPC板の位置は確認できません。

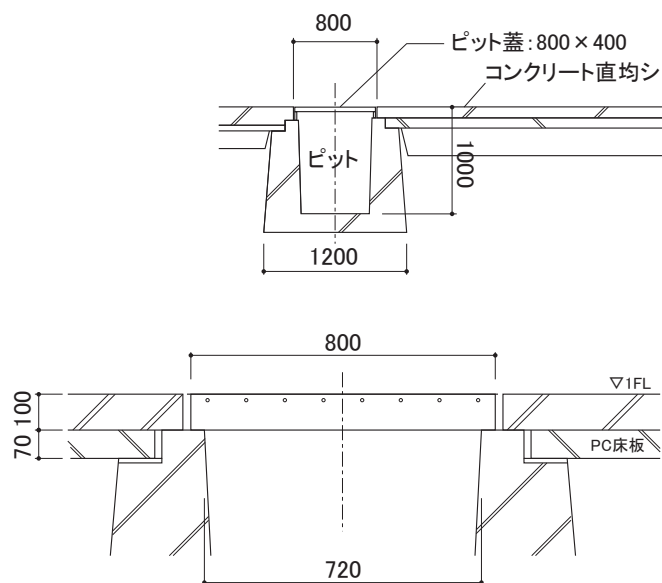
<床断面図>



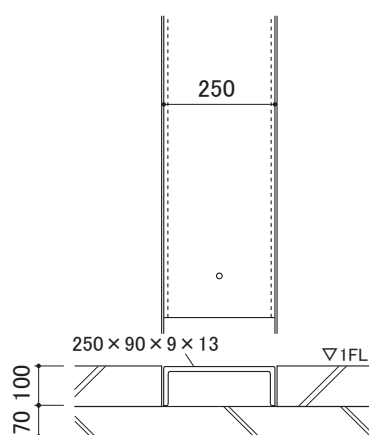
<床平面図>



<電気・機械ピット図>



<サブピット図>



ピット (俯瞰)



ピットとサブピット

(2) 搬入出車両の重量制限

① 展示ホール内に進入できる車両は、総重量30t以下(車両重量+積載重量)です。なお、タイヤ式で4輪以上のものに限りです。

総重量30tを超える車両での搬入出に関しては、必ず事前に主催者へご相談ください。

② クレーン車でアウトリガーを使用し作業を行う際、重量(クレーン車自重+吊る物の重量)に応じ下記の養生が必要となります。

■ 30t未満

クレーン車に付属している養生板(50cm×50cm程度)による養生

■ 30t以上～39t未満

クレーン車に付属している養生板+鉄板(2m×1.5m、厚み22mm以上)による養生、又はH形鋼による養生

■ 39t以上

H形鋼による養生

※鉄板およびH形鋼の利用の際は、特定の敷設方法がありますので必ず事前にご確認ください。

③ クレーン車のアウトリガーについては次ページ「重量物の展示方法」の図を参考にして荷重分散を行ってください。

(3) 重量物の展示方法

重量物の展示は、何枚のPC板に荷重が分散されているかが、展示の可否を決める1つの要因ですので、1枚のPC板の大きさ(2m×5m)およびピットの位置を十分考慮し接地位置を決めてください。

(a) 鉄板による荷重分散を必要としない展示

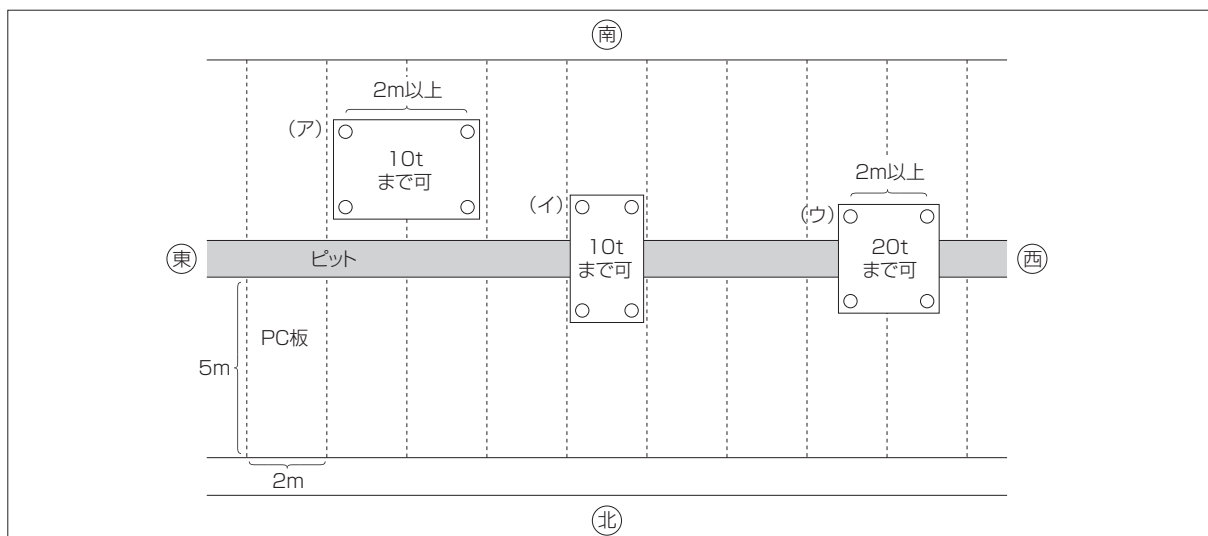
一枚のPC板にかかる荷重が5t未満の重量物を展示する場合。

【展示例】

(ア) 東西方向(電気または機械ピットと平行方向。サブピットはPC板の位置とは関係ありません。)に2m以上接地点が離れており2枚のPC板に荷重が分散されている場合

(イ) ピットをまたいで接地されており、2枚のPC板に荷重が分散されている場合

(ウ) 東西方向に2m以上接地点が離れており、しかもピットをまたいで接地されており、4枚のPC板に荷重が分散されている場合



※○は接地位置を例示したもので、重量は○に均一に伝達されているものとする。

なお、○は25cm角以上とし、たわまない素材で敷設すること。

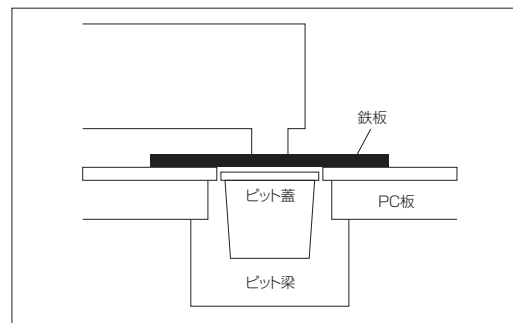
※表面からPC板の位置は確認できません。

(b) 鉄板による荷重分散を必要とする展示

1枚のPC板に5t以上の荷重がかかる場合、またはピット蓋に集中荷重がかかる場合。

【鉄板敷設方法】

- 1枚のPC板に5tを超える荷重がかからないが、接地位置が25cm角以下の場合、25cm角以上の鉄板等歪まない素材の板を敷設してください。
- ピット蓋に集中荷重がかかる場合は、ピットを完全にまたぐよう鉄板(厚さ22mm以上)を敷設し、PC板に荷重分散を行ってください。



(c) PC板に5t以上の荷重がかかる場合

- 東西に2m以上の長さの鉄板(厚み22mm以上)を敷設し、PC板に荷重分散を行ってください。

◎荷重分散の例

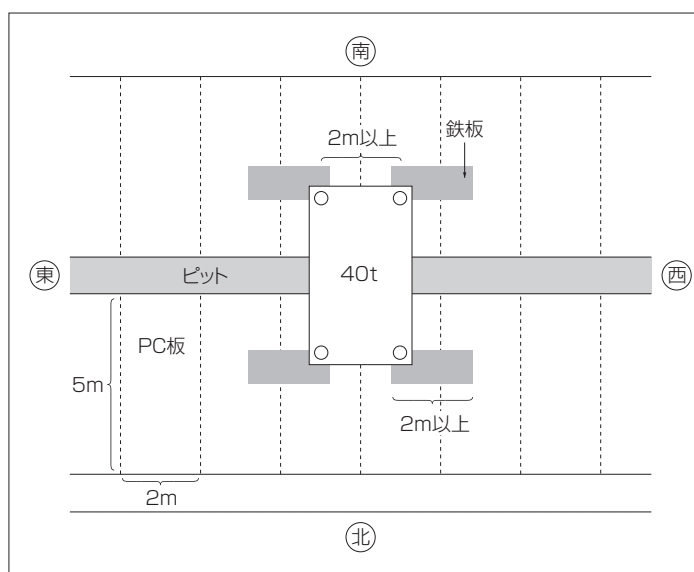
<鉄板がない場合> PC板4枚×5t=20tが上限

<鉄板を敷設した場合> 重量が8枚のPC板に分散されPC板8枚×5t=40tが上限

※各接地ポイントに均等に荷重(10t)がかかっていると仮定

(d) 鉄板養生にかかる費用

- 通路……小間までの通路は主催者の負担で敷設します。
- その他…展示物鉄板養生、クレーン作業鉄板養生、その他小間内鉄板養生は出展者の負担となります。



8 アンカーボルト工事許可申請

(1) アンカーボルト工事について

機械の据え付け、装飾物の固定のため、展示会場内でホールインアンカーボルトの埋め込みが必要な出展者は、所定の用紙にて許可申請を行ってください。主催者が一括して幕張メッセ(展示会場)に対し施工許可を申請します。

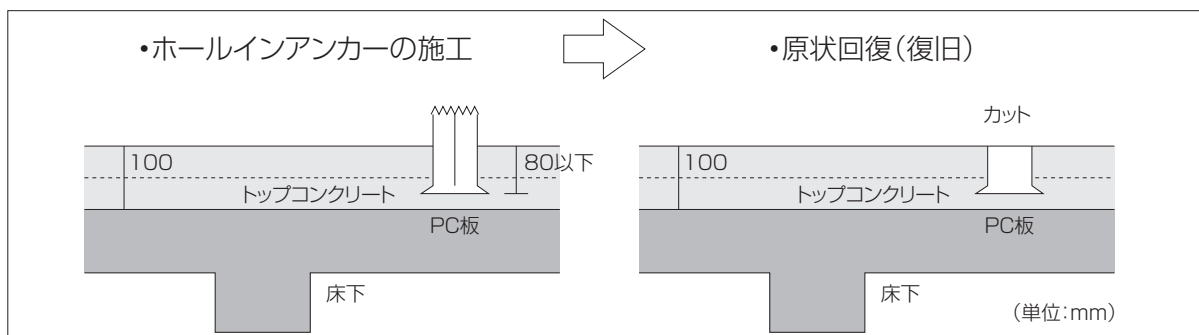
(2) アンカー打込料

ホールインアンカー打込料(床面復旧協力費) 1,620円/本(税込)

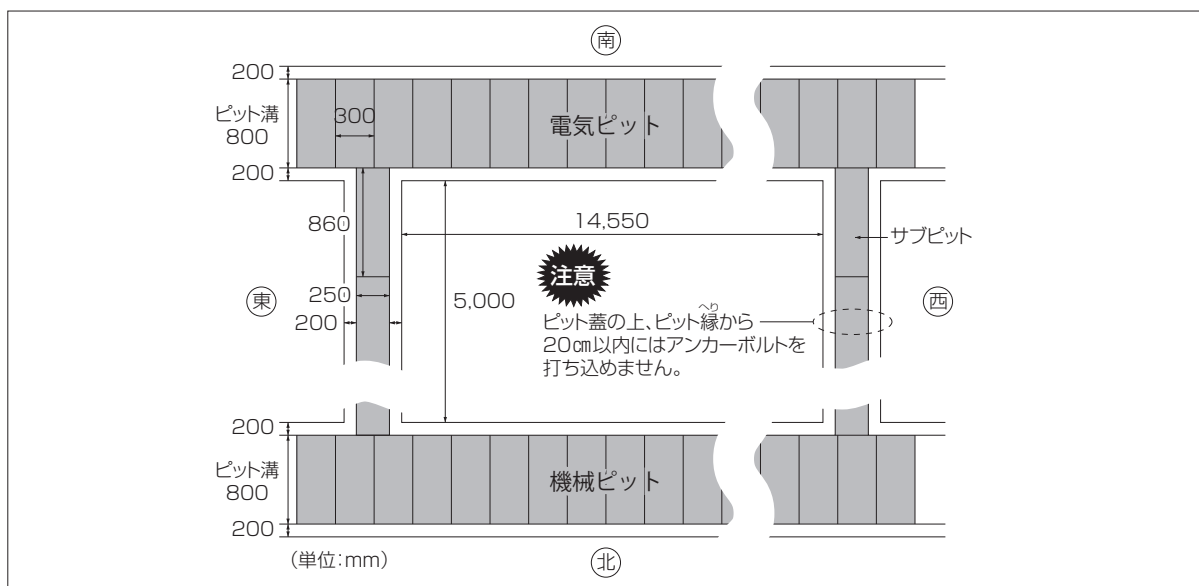
(3) 施工上の注意

- (a) 床は下の断面図に示した構造となっているため、ホールインアンカーボルトの埋め込み長さは80mm以下とします。
- (b) 床面ピットの蓋部分、ピット線より20cm以内、およびピット内への埋め込みはできません。
- (c) PC床板へ影響を与えないでください。
- (d) 原状回復は下図のとおり埋めたままで、床面から出ている頭部を水平面までサンダーで切断してください。ハンマーによる打ち込みやガス溶断はできません。

<床断面図>



<床平面図>



(4) 原状回復

アンカーボルト工事を行った場合は、会期終了後ただちに原状回復することを条件とします。回復が十分でない場合、または期間内に回復が行われないため主催者が代わってこれを実施した場合は、その回復に要した費用を当該出展者に請求します[10,800円/本(税込)]。

(5) 注意事項

- (a) 会場の構造上またはその他の事情で床面工事が許可されない場合もあります。
- (b) 工事届の提出がない場合の床面工事はできません。
- (c) 現地でアンカーボルトの打ち込み本数に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出てください。

(6) 禁止事項

天井・壁面・扉・ガラス・柱等への直接工作(釘うち、削り、貼り付け等)は行わないでください。

1 禁止行為

展示会場では、燃えやすい木・紙・油などをはじめ、高圧ガス・液化ガスなどが使用されており、非常に危険です。普段なら何でもない行為が思いがけない大惨事を招く可能性があり、また、所轄消防署からの許可条件も年々厳しくなっています。この項は特に重要ですので、熟読のうえ、防火・防災に心がけてください。

(1) 所定の喫煙場所以外での喫煙は禁止されています。

(2) 裸火の使用は禁止されています。

① 裸火とは気体、液体、固定燃料を使用する火気器具などで、炎・火花を発生させるもの、または発熱部を外部に露出するもの。

② 電気を熱源とした器具で外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、瞬時に着火(表面温度約400℃以上)するおそれのあるものも裸火に含まれます。

※ただし、発熱物が焼室、風道、庫内に面しているトースター、ホットプレート、ヘアドライヤー、電気フライヤー、オーブンなどは除きます。

(3) 次の危険物の持ち込みは禁止されています。

① 消防法で定める危険物(ガソリン、灯油、重油、作動油、印刷インク、洗浄油、動植物油など)

危険物の種類(消防法で定める危険物)

第1石油類(引火点21℃未満のもの)	ガソリン・アセトン・ベンジン・シンナー・アルコール類
第2石油類(引火点21～70℃未満のもの)	灯油・軽油・洗浄油・テレピン油・アルコール等
第3石油類(引火点70～200℃未満のもの)	重油・マシン油・潤滑油等
第4石油類(引火点200℃以上のもの)	ギヤー油・シリンダー油・タービン油・作動油等
動植物油類	動植物油類(揚げ物等の煮沸行為以外の調理に使用する場合は除く)

*切削油については水溶性をご使用くださるようお願いいたします。

② 指定可燃物(ラッカーパテ、パラフィン、プラスチック原料等消防法および火災予防条例で定める指定可燃物)

③ 可燃性ガス(プロパン、アセチレン、水素など一般高圧ガス、保安規制で定める可燃性ガス)

④ マッチ

⑤ 火薬類

⑥ コンプレッサー(コンプレッサーに使用している内蔵潤滑油)

2 禁止行為の解除条件

前述の「禁止行為」のうち、出展物実演のためにやむを得ない必要最小限度のものに限り、以下の承認要件をもって事前に申請し、所轄消防署の承認を受けた後、会場内への持ち込みおよび実演が可能となります。

なお、申請を行っても不適切な処置があった場合は承認されないことがあります。また、解除事前申請をしないで禁止行為を行っていた場合は、ただちに使用を中止していただきます。

(1) 裸火の使用

- ①同一形式の火気器具は1点のみとする。
- ②気体燃料の消費量は、1機種につき「5万kcal/h」以下とし、必ずガス漏れ警報機を設置する。
- ③固体燃料(木炭、れん炭)の消費量は所轄消防署と協議のうえ決める。
- ④液体燃料(灯油など)の使用は禁止とする。
- ⑤ローソク、キャンドルランプ、調理用固形アルコール燃料の使用は禁止とする。
- ⑥裸火使用箇所の周囲は、不燃材(プラスターボード等)で被覆する。
- ⑦裸火使用箇所と危険物品、その他易燃性の可燃物は水平距離で5m以上離す。
- ⑧フライヤーなど煮沸器具を使用する場合は、来場者にやけどなどの危害を及ぼさないよう保護措置を講ずる。
- ⑨火花が発生する器具の場合は、床に敷物などを使用しない。
- ⑩火気使用器具は、容易に移動しないよう固定する。
- ⑪使用場所までのガス配管は金属パイプを使用する。
- ⑫消火器(10型、能力2単位以上)を必ず備え、かつ表示をする。
- ⑬金属などを加温するためにバーナー、トーチランプ等を使用する場合は、開場時間外(午前10時以前または午後5時以降)とし、いかなる理由でも開場時間中の使用、展示ホール内持ち込み、および保管は禁止とする。
- ⑭裸火を使用しての実演等には係員を常駐させること。

(2) 危険物の持ち込み

- ①危険物品は、非常口などの避難施設から水平距離で6m(危険物持ち込み量が多いときは10m)以上離す。
- ②危険物品は、火気使用場所から水平距離で5m以上離す(不燃材料で防火上有効に遮断するなどの安全措置を講じた場合を除く)。
- ③危険物品の持ち込みは、実演に必要な最小限の量で1日の使用分のみとする。
- ④燃料等の補給は、開場時間内には行わない。
- ⑤危険物品は、浸潤・揮発などで引火・着火の危険がないよう厳重に保管する。
- ⑥危険物、指定可燃物の煮沸行為における油量は60%以下とする。
- ⑦**展示のみに持ち込む危険物容器は空き缶とする。(スプレー缶など)**
- ⑧接触、混合発火する恐れがある危険物は同一の場所で取り扱わない。
- ⑨空き缶、残油は必ず持ち帰り、小間内には置かない。
- ⑩可燃性蒸気の発生が著しい機器を使用する場合は、当該蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設ける。
- ⑪危険物品を小間内に持ち込んだ場合には、必ず消火器(10型、能力2単位以上)を備え、かつ表示すること(裸火用との兼用可)。
- ⑫液化石油ガス(プロパンガス)の使用は禁止とする。
- ⑬不燃性ガス(窒素ガス、フロンガス、ヘリウムガス、酸素ガスなど)を使用するために高圧ガスボンベを会場内に持ち込む場合は、下記の点に注意する。
 - ・点検を常時行い、ガスの漏洩を防止すること
 - ・ボンベの転倒防止措置を必ず施すこと
 - ・実演用以外の使用はしないこと

- ⑭機械本体と別になっている油槽は、法規制の対象となるので、所轄消防署の水張・水圧検査を受けた油槽を使用する。(射出成形機の油槽等、機械本体と一体となっているものは対象外)

3 禁止行為解除事前申請

火気・危険物品の使用については、前記「2.禁止行為の解除条件」を前提に、主催者が一括して所轄消防署に許可申請を提出し、所轄消防署の承認のもとに使用が可能になります。

(1)火気使用・危険物持ち込み申請

火気・危険物品等を取扱う出展者は、所定の用紙にカタログ3部を添えて届け出てください。

※追加申請はできませんので、指定期日までに必ず関係書類を提出してください。

全出展者の方へ

千葉市火災予防条例により、火気・危険物品のある小間には全て消火器(10型、能力2単位以上)の設置が義務づけられています。(1ヵ所に1個)

1 電気工事

(1) 会場内の一般照明

展示ホール的一般照明設備は、会場既設の蛍光高圧水銀灯で、各館の平均照明は400ルクス～500ルクス程度です。

(2) 供給電気方式

小間に供給する電気方式は、下記の通りです。

電気方式	電圧	周波数	容量
交流単相2線式	100V	50Hz	3kWまで
交流単相3線式	100/200V	50Hz	3kW以上
交流3相3線式	200V	50Hz	すべての容量

※上記以外の特殊電源が必要な場合は、電気幹線工事業者にご相談ください。

(3) 電気供給の申し込み

(a) 電気を使用する出展者は、指定工事会社にお申し込みが必要です。

(b) 100Vを申し込む出展者は表A(次ページ)からブレーカーの種類を選んでください。

小間内で必要な容量に見合う電流制限器(ブレーカー)を表Aから選び、その種類を届出書に記入してください。
申し込みの最小単位は100V-2P10Aです。

※表Aは力率100%で設定してありますが、力率100%の電気器具はありませんので、実際に使用できる容量は7～8割とお考えください。詳しくは、電気工事業者または装飾業者にご相談ください。

(c) 200Vを申し込む出展者は表B(次ページ)からブレーカーの種類を選んでください。

出展物の種類、数量、実演の多少などを勘案のうえ、自社の経験に基づきデマンド(需要率)を設定してください。その容量に見合う電流制限器(ブレーカー)を表Bから選び、種類を届出書に記入してください。

※需要率の算定の責任は出展者が負うものとし、機器実演にあたり過小な需要率の設定による停電、電動機の回転異常が生じても主催者はその責任を負いかねます。また、追加増設工事も不可能な場合が多いので、需要率の算定は専門家による慎重なご検討をお願いします。

(d) 複数機械の実演

複数の機械を実演される場合は、実演方法(切り替え運転や無負荷運転等)を十分にご検討のうえ、無駄のないように必要容量をお申し込みされることをおすすめします。

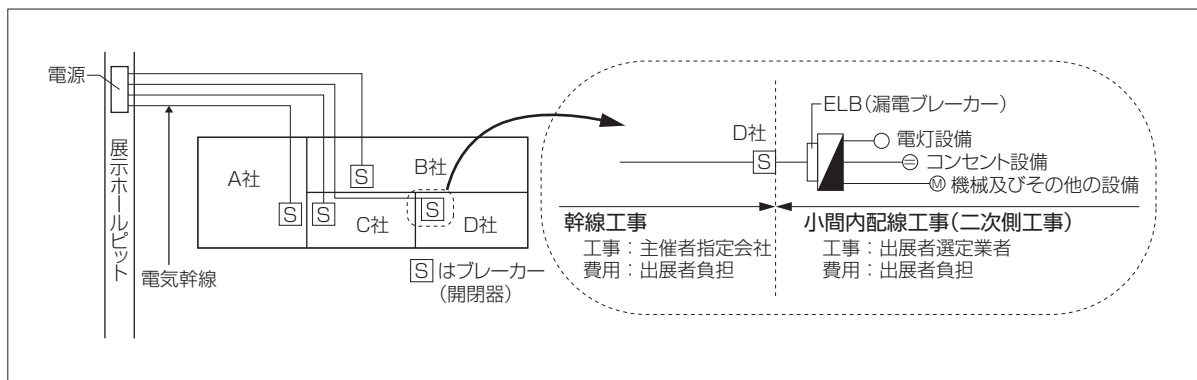
(4)電気工事の範囲

(a)主催者は、電気 の供給幹線を小間内まで配線し、ブレーカー (開閉器) を1ヶ所設置します。

①小間内に設置するブレーカーの設置希望位置を、所定の用紙に明記してください。

②設計図に記入がない場合は、後壁または左右いずれかの間仕切りの適当な位置に設置します。

③幹線工事の配線が、ピット位置の都合上、小間内および小間前の通路を横断する箇所がありますがご了承ください。



(b)供給幹線 (ブレーカー) からの照明や動力配線等の小間内配線工事は、出展者が選定した電気工事会社で施工してください。

①施工費用は、全額出展者の負担です。

②小間内配線工事は、電気幹線工事業者でも承ります。

(5)電気供給費用 (幹線工事費および電気使用料金)

表A
単相100V・200Vの幹線工事費 (電気使用料金を含む)

電流制限器		定格負荷容量 (力率100%)	料金 (税込)
100V	200V		
2P 10A		1.0kW	¥9,000
2P 15A		1.5kW	¥13,500
2P 20A	2P 10A	2.0kW	¥18,000
2P 30A	2P 15A	3.0kW	¥27,000
3P 20A	2P 20A	4.0kW	¥36,000
3P 30A	2P 30A	6.0kW	¥54,000
3P 40A	2P 40A	8.0kW	¥72,000
3P 50A	2P 50A	10.0kW	¥90,000
3P 60A	2P 60A	12.0kW	¥108,000
3P 75A	2P 75A	15.0kW	¥135,000
3P 100A	2P 100A	20.0kW	¥180,000
3P 125A	2P 125A	25.0kW	¥225,000
3P 150A	2P 150A	30.0kW	¥270,000
3P 175A	2P 175A	35.0kW	¥315,000
3P 200A	2P 200A	40.0kW	¥360,000

- ・上記表以外の電流制限器を使用する場合は「電気幹線工事業者」までご連絡ください。
- ・単相200Vは2P10Aから。
- ・単相200Vは単相3線式100/200V方式にて工事を行う場合があります。

表B
三相200Vの幹線工事費 (電気使用料金を含む)

電流制限器		定格負荷容量 (力率100%)	料金 (税込)
3P	5A		
3P	5A	1.73kW	¥15,570
3P	10A	3.46kW	¥31,140
3P	15A	5.19kW	¥46,710
3P	20A	6.92kW	¥62,280
3P	30A	10.38kW	¥93,420
3P	40A	13.84kW	¥124,560
3P	50A	17.30kW	¥155,700
3P	60A	20.76kW	¥186,840
3P	75A	25.95kW	¥233,550
3P	100A	34.60kW	¥311,400
3P	125A	43.25kW	¥389,250
3P	150A	51.90kW	¥467,100
3P	175A	60.55kW	¥544,950
3P	200A	69.20kW	¥622,800
3P	225A	77.85kW	¥700,650
3P	250A	86.50kW	¥778,500
3P	275A	95.15kW	¥856,350
3P	300A	103.80kW	¥934,200
3P	350A	121.10kW	¥1,089,900
3P	400A	138.40kW	¥1,245,600
3P	500A	173.00kW	¥1,557,000
3P	600A	207.60kW	¥1,868,400

(a)電気供給費用は、提出書類「電気供給工事申込書」により計算します。また、会期中に提出書類「電気工事設計書」と、実際の工事実績の差異を確認したうえで、差額をご請求します。

(b)申し込みの容量に変更があった場合は、必ず速やかに申込書の控えに追記し、再提出してください。

(6)小間への送電

(a)通常送電

10月22日(日)	搬入日	8:00~20:00
23日(月)	搬入日	8:00~20:00
24日(火)~27日(金)	会期初日~4日目	8:00~18:00
28日(土)	会期最終日	8:00~16:30

※送電開始時刻は上記を目途としますが、施工の都合により遅れることもあります。

(b)時間外送電

期日前後に機械の調整や試運転等のため特に電気の供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給します。事前に電気幹線工事業者にご連絡ください。

ただし、電気使用保守料金(@¥108/kW/時間、必要容量分、税込)は出展者の負担となります。

(c)24時間送電

昼夜送電が必要な場合には、事前に電気幹線工事業者とお打ち合わせください。

ただし、電気使用保守料金(@¥108/kW/時間、必要容量相当額、税込)は出展者の負担となります。

(7)小間内電気工事の留意事項

(a)工事内容の確認

出展者は、提出書類「電気供給工事申込書」の内容と工事の施工内容に相違がないかを確認してください。変更があった場合には、速やかに電気幹線工事業者へ申し出て変更の承認を受けてください。

(b)電気工事士免状の携帯

出展者が行う小間内配線工事は、必ず電気工事の登録をしている業者に依頼してください。

また、電気工事を行うすべての作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく第一種電気工事士の免状を携帯しなければ工事を行うことができません。

(c)小間内配電盤

①2回路以上の設備になる場合は、主開閉器および分岐開閉器(なるべく電流制限器を使用)を設けてください。開閉を目的としたカットアウトスイッチの使用は認められません。

②小間内配電盤には、電気工事者名および連絡電話番号を記入するか、ネームプレートを貼付してください。

③配電盤は、出展者、装飾関係者、電気工事業者で打ち合わせを行ってから、点検、保守の容易な場所に設置してください。

(d)漏電ブレーカーの設置

小間内で電気供給を受けるすべての出展者は、自社の展示品ならびに供給幹線を共用する隣接小間の保護のため、漏電ブレーカーを設置してください。漏電ブレーカーが設置されていない場合は電気を供給しません。

(e)工事材料

①電気工事に使用する材料は、なるべく新品で適正規格であることを要します。

②電気用品取締法の適用を受ける電気用品については、経済産業大臣の型式承認を受けたマーク入りのものを使用してください。

③電気工事に使用する電線、材料、機械類は電気用品取締法の規制を受けるので、日本製品を使用してください。やむを得ず外国製品を使用する場合は、法規にもとづく許可を得てから使用してください。

(f)高力率照明器具の使用

蛍光灯、高圧水銀灯の放電灯は、なるべく高力率の安定器を使用してください。

(g)起動補償器

7.5kW以上のモーターには起動補償器を取り付けてください。

(h) 配線

- ①照明器具、小型電気器具の配線に際しては、コードの流し引き等をしないようにしてください。
- ②電源の接続には圧着端子を使用してください。
- ③電熱線の露出した電熱器およびネオンは使用できません。
- ④対地電圧が150Vを超える機器には必ず適切な接地工事を施してください。
(鉄箱入配電盤使用のときは必ずアースケースを施してください。)
- ⑤一般配線にはVVケーブルまたは同等以上のケーブルを使用してください。
- ⑥照明器具および機器の配線についてはビニールコードの使用を禁止します。必ず機器容量に合った電線を使用してください。
- ⑦配線、器具は正しく固定してください。
- ⑧照明用コンセント等の配線は、1台15A以上のものは1回路ごとに、またその他の場合は合計が15Aごとに1回路として分岐開閉器を設けた分電盤を取り付けてください。

(i) 照明器具の隠蔽(アンドン等)

- ①装飾用に蛍光灯、白熱灯等の照明器具を隠蔽する場合は、特に火災の予防を考慮した構造とし、材料には不燃材料を使用してください。
- ②取り付けに際しては、内部が高温とならないように十分換気できるようにしてください。
- ③プラスチックダンボール(プラダン)によるアンドンは消防法上認められないことがあります。

(j) 危険防止

- ①施工にあたっては、特に火災事故の防止、人体および財物の損傷、その他の電気事故防止に万全の注意をはらってください。
- ②白熱電球、抵抗器等の熱を発する器具は、可燃材や人体に接触することのないよう施工してください。なお、装飾上のネオンサイン、またはこれに類するネオンサインの使用は禁止します。
- ③電灯の口金、受け口等の充電部は露出させないでください。
- ④配電盤を小間内通路に設置する場合は「配電盤危険」と表示してください。
- ⑤メインスイッチからのタコアシ分岐は行わないでください。

(k) その他

- ①床面等が損傷を受けるおそれのある場所に臨時配線を施工をする場合は、適当な防護処置を講じてください。特に設営および撤去作業中においては、作業用の電気配線を含め、車両、作業用足場等により損傷を受けないよう処置してください。
- ②電気配線工事に伴う配線くずは必ず撤去清掃してください。特にピット内および端子盤内はきれいにしてください。
- ③その他電気工事施工については主催者が指示する注意事項に従ってください。

(8) 検査と通電

電気設備の検査は、経済産業省令(電気設備に関する技術基準)、千葉市火災予防条例等にもとづいて指定工事会社が実施します。検査に合格しなかった出展者は速やかに改修のうえ、指定工事会社に改修報告をしてください。

(9) 供給制限および時差運転

- (a) 出展各社の電気供給申し込み総容量が会場保有の出力限度を超え、需要上やむを得ない場合は供給制限へのご協力をお願いすることがあります。
- (b) 電気の需要上やむを得ないときは、主催者の指示に従って実演の時差運転をしていただくことがあります。

(10) 電気使用上の注意

- (a) 主催者の許可なしに電圧を変えて他に流用することはできません。

- (b)退館時には、必ず小間内電源スイッチを切ってください。メインスイッチを入れたまま退場されると、翌朝送電の際に危険ですから特に注意してください。
- (c)コンセントからのタコアシ配線を禁じます。
- (d)会期中における小間内での事故防止のため、出展者は各自の責任において技術者または電気工事者を常駐させるよう努めてください。
- (e)小間内の電気設備の保安については、出展者が責任をもって行ってください。

(11)使用点検

電気事故を予防するため、主催者および監督官公署の検査員が小間内電気設備とその使用状況を点検します。点検により不良材料、不良箇所等を発見したときは、主催者は出展者または電気工事者に対し、材料の取替えや工事の変更、改修等を指示し、それが完了するまで通電を中止することがあります。

(12)保護措置および会期中の保守

- (a)電源の異常および事故による停電、電圧降下のために出展物や装置等を損傷した場合、主催者はその責任を負いかねます。出展者は十分な保護措置を取ってください。
- (b)会期中は、幹線工事者の電気保守要員が会場内に常駐します。

(13)電気幹線工事業者

工事の内容については、指定工事業者までお問い合わせください。

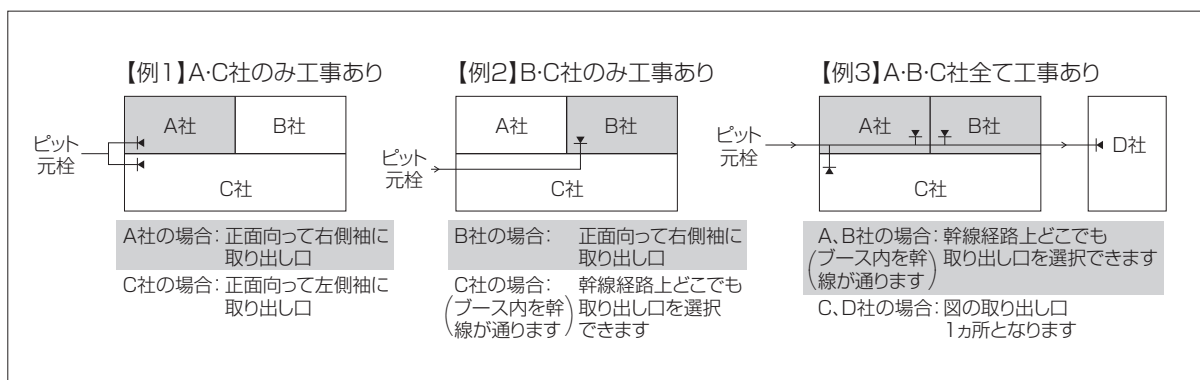
2 給排水工事

(1)給排水工事の申し込み

給排水を必要とする出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

(2)給排水設備工事

- (a)給排水の基本設備として小間内(または付近)に給水口および排水口を原則として1ヶ所設けます。なお、給水バルブおよび排水口は、原則として小間の床下ピットから最も近い位置とします。
- (b)小間内の工事については、二次側工事として出展者負担により別途施行してください。



(3) 実演用水の給排水方法

実演用水は、「上水使用(使い捨て)」および「クーリング・タワーによる循環利用」の2つの方法を併用します。

(a) 上水使用(使い捨て)

主に実演出展物の性質上、循環利用できない場合および水量が少ない場合は、上水使用(一般水道)の使い捨てとなります。

※ただし、水道使用料金が発生します。(¥1,080/㎡(税込))

(b) クーリング・タワーによる循環利用

水を大量に使用するとき、または水を使用する出展者が多いとき(主催者指定の給排水工事業者の判断による)は、主にクーリング・タワーによる循環利用のみとなります。出展者への給水が「クーリング・タワー」になる場合は、給排水工事申し込みの締め切り後、給排水工事業者からご案内します。

この場合、水を強制循環させるため、出展者の給排水管路中で常圧になる(空気に触れる)部分がないよう、密閉式のクローズで出展物を設計してください。クーリング・タワーによる給排水を受ける出展者の小間配管工事は、なるべく主催者指定の給排水工事業者をご利用ください。

※(a)または(b)の給排水方法のどちらをとるかは、原則として費用の安い方で決定しますので「水使用量(毎分㎡)」を正確に算出してください。

※上水使用の出展者が多い場合には、クーリング・タワーによる給排水に変更となる場合があります。

(4) 給排水幹線工事費

詳細は提出書類「給排水工事申込書」でご確認ください。

(5) 供給期間と時間

(a) 通常供給

10月22日(日)	搬入日	13:00~20:00
23日(月)	搬入日	8:00~20:00
24日(火)~27日(金)	会期初日~4日目	8:00~18:00
28日(土)	会期最終日	8:00~16:30

(b) 時間外供給および24時間通水

上記通常供給時間外に機械の調整、試運転等のために水の供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給します。事前に給排水工事業者にご連絡ください。ただし、特別配管等の経費がかかる場合および使用料金、保守料金は出展者の負担とします。

(6) 保護装置

断水または水圧低下などの事故のため実演物その他を損傷するおそれのある場合は、保護装置を設備してください。

(7) 使用制限

異常湧水または給排水装置の故障などで、水圧低下、断水などの事故が発生した場合、および水道局の給水制限が実施された場合には、主催者は水道の使用を制限することがあります。

(8) 設備のリース

主催者指定の給排水工事業者で、流し台(一槽シンク)、手洗い器(L5)、電気温水器のリースが可能です。

(9)電気ピットの保護

水が電気ピットに流れ込まないように、十分注意してください。(特に機械の撤去時の排水処理)

(10)給排水幹線工事業者

工事の内容については、指定工事業者までお問い合わせください。

3 エアー配管工事

(1)エアーの供給について

エアーの配管工事を必要とする出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

※エアー工事には、エアドライヤーなどが必要になりますので、各社必ずご用意ください。また、リースもありますが数に限りがありますのでお早めにお申し込みください。

※エアー工事は原則として集中配管方式で行いますが、コンプレッサーリースとなることもあります。その場合は、工事申し込み締め切り後、主催者指定工事業者から連絡します。

※集中配管方式のエアーバルブ立ち上げ位置は給排水設備工事に準じます。

(2)供給期間と時間

(a)通常供給

10月22日(日)	搬入日	13:00~20:00
23日(月)	搬入日	8:00~20:00
24日(火)~27日(金)	会期初日~4日目	8:00~18:00
28日(土)	会期最終日	8:00~16:30

(b)時間外供給

上記通常供給時間外に機械の調整、試運転等のためにエアーの供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給します。事前にエアー工事業者にご連絡ください。ただし、特別配管等の経費がかかる場合および使用料金、保守料金は出展者の負担とします。

(3)コンプレッサーのリースについて

コンプレッサーのリースを希望される出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

●コンプレッサーリース料金(消音スクリータイプ)(税込)

3馬力	5,400円/1日
5馬力	6,480円/1日
7.5馬力	7,560円/1日
10~35馬力	8,640円/1日
上記料金の他に搬入出および保守経費として37,800円を別途申し受けます。	

(4)エアー配管幹線工事業者

工事の内容については、指定工事業者までお問い合わせください。

1 実演上の注意

(1) 危険防止措置

実演を行う出展者は常に安全を心がけ、特に火気に注意し、人体または財物に対する危険防止のために万全の措置を講じてください。

(2) 実演に伴う損害補償

実演において人体または財物等に与えた被害の補償等については、出展者の責任において解決してください。

(3) ガスボイラー持込の禁止

重油、ガスボイラーを展示ホール内に持ち込んでの実演はできません。

(4) 実演に伴う配慮

実演によって生ずる強度の音響、光熱、塵、ガス、高周波、超音波、煙、臭気等については、他の出展者や来場者に迷惑を及ぼすことがないように十分注意してください。

(5) 廃油の処理

廃油等を会場内排水溝に捨てることは固く禁じます。出展者が責任をもって会場外に搬出し、処理してください。

(6) 電気幹線設備の保守点検

開場時間外であっても、保守点検のために小間内の分電盤およびブレーカー（電源開閉器）等を見回ることがありますので、ブレーカー周辺は施錠せずに開けておくようにしてください。

(7) ゴミ処理

紙屑などの少量のゴミは、分別して袋に入れ、会場内に設置するダストボックスに入れてください。なお、ゴミ袋は出展者ご自身で用意してください。

実演した際に発生するプラスチック成形サンプルや廃油または廃棄するカタログ等の大量のゴミの引取をします（有料）。ご希望の場合は、所定の用紙にてお申し込みください。

2 飲食物の取扱い

幕張メッセ会場内で食品を取り扱う場合、特に以下の事項に留意して食品の安全確保に努めてください。

(1) 事前の届け出について

自社小間内で、無料にて缶またはビン入りの飲料をそのまま提供する場合、およびコーヒーマーカーを使用する場合は届け出は不要です。

それ以外の飲食物の提供（金銭を受領する食品営業でない場合でも）を希望される場合は、事前に所轄保健所の許可が必要となります。ただし、商談のためのお茶、お茶菓子などの提供は届け出の必要はありません。

許可を受ける場合には、千葉市保健所に早めにお問い合わせいただき、8月頃までに申請してください。申請後は、その旨を必ず主催者までご連絡ください。

※会期中、会場において保健所から飲食物取扱いに関する指導・指示がある場合があります。

(2)お問い合わせ先

詳細についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

千葉県保健所 食品安全課
〒261-8755 千葉県千葉市美浜区幸町1-3-9
TEL:043-238-9934 FAX:043-238-9936

3 終業点検

出展者は、毎日の終業時に小間内および倉庫内の火の元、電気スイッチ、給排水バルブ、消火器などの点検を確実に行ってから退館してください。なお、残業した際は終了後、責任者は必ず事務局に報告してから退館してください。

4 実演の制限および中止

主催者は、会場の管理、保全、秩序の維持および公衆の安全のため、これらに支障をきたすと認めた実演については、出展者に対し必要な改善措置をとるよう要求します。対応していただけない場合には実演の制限、または中止を命ずることがあります。